



保全状況報告書

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(日本) (ID: 1484)

日本国
内閣官房

保全状況報告書

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(日本)(ID: 1484)

1 エグゼクティブサマリー

日本政府は、第 44 回世界遺産委員会において採択された決議(44COM 7B.30)で示された要請に対応するためにこの保全状況報告書を作成した。内閣官房、関係省庁、関係地方公共団体、資産所有者等によって共同で準備されたこの報告書は、『明治日本の産業革命遺産に係る管理保全の一般方針及び戦略的枠組み』(以下「戦略的枠組み」という。)に基づいている。また、本報告書は、第 39 回世界遺産委員会決議(39COM8B.14)に示された勧告及び要請事項に関する進捗状況の報告も含んでいる。

第 44 回世界遺産委員会決議(44COM 7B.30)への対応の要約は以下のとおり。

➤ 第6項

日本政府はこれまで、世界遺産委員会の決議に真摯に対応し、平成 27 年の世界遺産一覧表登録時の日本政府によるステートメントの趣旨に沿ってこれらに誠実に取り組んできており、出典の明らかな一次史料や一定の信憑性が確保された証言等を適切に展示するなど、客観的な事実に基づきインタープリテーションを行ってきた。

関係者との対話については、「明治日本の産業革命遺産」の関係者間において、定期的に協議を行い、幅広い対話に努めている。また、産業遺産情報センター(IHIC)において国内外の有識者や来訪者と継続的な対話を行っている。さらに、日本政府は、これまで行ってきた韓国を含む関係国政府との対話を、今後も継続していく。

➤ 第7項

この報告書は、令和元年 12 月以降の資産の保全に関する進捗状況について示している。

本報告書の草案は、戦略的枠組みに基づき、各構成資産が所在する地区ごとに設置された国・地方公共団体・資産所有者等からなる地区別保全協議会において令和 4 年 5 月に協議が行われた。

また、戦略的枠組みに沿って設立された「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の国内外専門家の意見を令和4年2月7日及び9月14日に聴取し、この報告書に適切に反映した。関係省庁や関係地方公共団体間で相互の意思疎通及び協議の場として設置された「明治日本の産業革命遺産」保全委員会を令和4年9月7日及び10月31日に開催し、本報告書を了承した。このように構成資産(稼働・非稼働)の関係者間における十分な意思疎通及び確実な合意形成を図った。

2 世界遺産委員会決議に対する対応の概要

本報告書は、「1. 本編」と「2. 付属資料編」から成る。

① 本編

各要請事項等に対する回答の本文

② 付属資料編

①の回答の本文にそれぞれ関係する一群の付属資料

第44回世界遺産委員会決議への対応の概要

以下に、それぞれの要請事項等に対する回答の要約を示す。詳細については①本編及び②付属資料編を参照されたい。

➤ 第6項

日本政府は、これまで、世界遺産委員会の決議に真摯に対応し、平成27年の世界遺産一覧表登録時の日本政府によるステートメントの趣旨に沿って、これらに誠実に取り組んできており、出典の明らかな一次史料や一定の信憑性が確保された証言等を適切に展示するなど、客観的な事実に基づきインタープリテーションを行ってきた。今後も、IHICにおける調査・研究、展示・解説の充実に加えて、各エリアにおける取組みも含め、総合的なインタープリテーションの改善に向け、不断の努力を続けていく。

日本政府は、インタープリテーション戦略に基づき、適切にインタープリテーションを実施してきている。

以下に、第44回世界遺産委員会決議(44 COM 7B.30)第6項に記載された各要請に対する回答の要約を示す。

(1) 全ての構成資産で一貫した OUV の共通展示の導入(決議 6a))

平成 29 年に策定し、ユネスコに提出したインタープリテーション戦略では、インタープリテーション監査に基づき、各資産の顕著で普遍的な価値(OUV)への各サイトの貢献に重点を置くこととなっている。これを受け、構成資産がある各エリアのビジターセンターにおいては、IHIC をモデルとし、1 つの世界遺産である「明治日本の産業革命遺産」の一貫したインタープリテーションとして、共通展示の導入を進めているところである。これは OUV への各サイトの貢献に対応するものであり、今後も各エリアごとに策定したインタープリテーション計画に沿って、IHIC との連携を強化していく。

(2) 各サイトの「歴史全体」の更新(決議 6a))

各サイトの歴史全体についても、平成 29 年にユネスコに提出したインタープリテーション戦略において具体的な課題とされ、インタープリテーションの重点に関する方針、歴史全体の範囲、産業労働の展示、朝鮮半島出身労働者に影響を与えた徴用政策を含む戦前・戦中・戦後の在日朝鮮人に関する調査が含まれている。

IHIC は、研究の結果得られた新しい情報をいつでも容易に更新できる体感型マルチディスプレイなどの展示手法の活用により、各構成資産の産業活動の推移を含む歴史全体についての情報を提供している。各エリアにおいても、IHIC と連携しながら、共通展示の導入等により、展示・解説を充実させていく。また、産業労働の展示について、一次史料や一定の信憑性が確保された口頭証言をもとに適宜更新することとしており、すでに IHIC の展示に含まれているこれらの情報を、順次拡充していく予定である。今後も補足的な研究を継続し、展示の更新に生かしていく。

(3) 朝鮮半島出身者を含む労働者に関する情報収集(決議 6b))

前述のように、インタープリテーション戦略には、朝鮮半島出身労働者に影響を与えた徴用政策など、戦前・戦中・戦後の在日朝鮮人の調査に関する方針が含まれており、一次史料と口頭証言に基づき産業労働に関する資料を収集し、展示することとしている。

第二次世界大戦中の朝鮮半島出身者を含む労働者の産業労働に関する一次史料、口頭証言、出版物などの継続的な調査が行われており、今後も、専門家による分析・検証を行いながら、史料価値の高い情報をアーカイブし、新たな情報を紹介していく。

IHIC では、出典の明らかな一次史料や検証された証言などを展示しており、その中には、徴用政策や、当該世界遺産の構成資産のうちいくつかのサイトで働いていた朝鮮半島出身の徴用された労働者の生活や労働環境についての情報も含まれているが、こうした労働者は一部のサイトにのみ存在していたことに注意が必要である。また、例えば端島炭鉱の労働は、おそらく当時の世界のほぼ全ての炭鉱と同様、すべての労働者にとって厳しいものであったことに留意する必要がある。これまでにこれらの環境が朝鮮半島出身者にとってより悪かったという信頼できる証拠は示されていないが、労働環境についての研究は継続している。

(4) 産業遺産情報センター(IHIC)の設置(決議 6c)及び 6d)

IHIC は、インタープリテーション戦略に基づき令和 2 年 3 月に設立され、産業遺産に関する調査研究機能、人材育成機能、情報発信機能を有している。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値についての情報発信に加え、専門家等の意見を聞きながら、第二次世界大戦中の朝鮮半島出身労働者に係るものを含む産業労働に関する多様な調査を行い、専門的な分析・検証の結果、出典の明らかな一次史料や一定の信憑性が確保された証言の展示を行っている。

調査研究活動の一環として、日本政府の見解と一致していることの如何を問わず、公文書、新聞記事、書籍等多様な資料を多数収集しており、調査研究活動の一端を示すため、これら収集した資料の一部を開架し来館者が利用できるようにしている。

第二次世界大戦中のいくつかのサイトにおける朝鮮半島出身の徴用された労働者の生活や労働環境については、IHIC が保有する情報として記録され、その一部が展示され、又は閲覧可能となっている。今後、産業労働者の労働環境に関するより広範な研究プロジェクトにより、情報が順次増え、新たな展示の基礎となることが期待できる。

日本政府は、現在のインタープリテーション戦略が、本遺産の歴史全体を展示・解説するための確実な基礎となると考えている。同戦略の根幹となったインタープリテーション監査においては、世界遺産登録当時のインタープリテーションには改善が必要であるとされていたが、同監査及び同戦略の策定を受け、インタープリテーションを改善するため相当の努力が成されてきた。結果、IHIC の設立をはじめとする多くの成果をあげてきたが、それでもなお、遺産全体としての一貫したハイレベルな展示・解説を実現するためにはまだ取り組むべきことがあり、展示・解説の追加、更新のための研究も継続中である。今後も、来館者に客観的事実を効果的に提示できるよう、最適なデジタルツールを活用しながら、国際的な最良の水準によるインタープリテーションの実現を目指し、展示・解説の充実強化を図っていく。

(5) 人材育成事業と研修マニュアル

IHIC と各エリアのビジターセンターが連携し、各エリアの案内ガイド等への研修を継続的に実施している。

(6) 世界遺産ルート

本遺産は全体として OUV を示す技術の集合体であることから、日本政府はインタープリテーション戦略に基づき、本遺産を正確に理解できるよう、関連するすべてのサイトを訪問することを推奨している。世界遺産ルートは、世界遺産価値の理解を促すために、広域にまたがる構成資産をつなぐネットワークとして構築された。この枠組みを推進するために、世界遺産ルート推進協議会が設立され、各構成資産の関係者、観光事業者、交通事業者、市民団体などが一堂に会し、地図やアプリ、GPS ナビゲーション、統一ロゴを使用した道路標識の設置などにより、全ての構成資産に来訪者を誘導するための取組みを続けている。

(7) 3D データを活用した現地及びオンラインでのインタープリテーション

3D コンテンツによるヴァーチャルアクセスの提供など、視覚的なプレゼンテーションを通じて、人々の関心と教養を高めるための取組みが行われている。これには、スコティッシュ・テンの3D データ、レーザースキャン技術を使ったガイドアプリ、各エリアのARマップ、IHIC と各エリアのビジュアルセンターの体感型マルチディスプレイシステムなどの活用が含まれる。

(8) 関係者との対話の継続(決議 6e)

関係者との対話については、定期的に協議を行い、幅広い対話に努めている。また、IHIC において、国内外の専門家や来訪者との対話を継続的に行っている。さらに、日本政府は、これまで行ってきた韓国を含む関係国政府との対話を、今後も継続していく。

➤ 第7項 保全管理に関する事項

各構成資産の保全管理については、各構成資産のための「保全措置の計画及び実施計画」(平成 29 年 11 月 30 日ユネスコ提出)等を踏まえ、優先順位を付した実施スケジュールの下で保全措置を講じており、令和元年 12 月以降の進捗状況は次のとおり。

登録時に三池港の港湾計画に予定されていた「小型船だまり」については、三池港内の既存の小型船だまりを浮棧橋で改修する修正案を実施することで、OUV に負の影響を与えず、関係者が安全に港を利用し続けることができるようにする。また、三池港の緩衝地帯に整備する予定の展望所等のインタープリテーション施設は、OUV に寄与する三池港の属性に負の影響を与えず、港の北東側にある既存の展望所とともに、港の独特な形状と運営について、より良い理解を提供するものである。

このほか、すでに報告した事案として、鹿児島エリア「寺山炭窯跡の災害後の修復・復旧事業計画」、三池エリア「三池炭鉱専用鉄道敷跡の大雨による被災の復旧工事」、「万田坑倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室の修理・耐震化工事」、「宮原坑第二堅抗巻揚機室の修理・耐震化工事」及び「三池炭鉱・三池港及びその緩衝地帯における都市計画道路の線形変更」、八幡エリア「官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況報告」を再掲する。

また、鹿児島エリア「旧集成館の緩衝地帯における OUV の保護を目的とした鉄道駅の新設に係る進捗状況」、長崎エリア「小菅修船場跡の保全管理状況」、長崎エリア「端島炭坑の保全管理状況」及び八幡エリア「官営八幡製鐵所に関する事業案の進捗状況」について、遺産影響評価のスクリーニングプロセスを実施した結果、いずれも OUV に負の影響はない、又は軽微であると判断されたため、本報告書にスクリーニング報告書を添付している。

3. 締約国が認識している資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある、保全にかかる他の事案

本編の「決議(44COM 7B.30)第7項」に対する回答のうち、開発事案等に関する事項に同じ。

4. 作業指針 172 項にかかる資産の範囲内、緩衝地帯、緩衝地帯等において、真実性と完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある、大規模な復元、修復、新規の開発事案等の報告

本編の「決議(44COM 7B.30)第7項」に対する回答のうち、保全管理に関する事項に同じ。

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

パブリックアクセスは受容できる。

6. 代表者署名

淡野 博久

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室長

I. 本 編

世界遺産委員会決議に対する対応

第 44 回世界遺産委員会において、次の決議が採択された。

【第 44 回世界遺産委員会決議の内容】

世界遺産委員会は、

- 1 WHC/21/44.COM/7B.Add(第 44 回世界遺産委員会における本件関連文書)を審査した上で;
- 2 第 39 回世界遺産委員会(2015 年ボン)で採択された決議 39 COM 8B.14 及び第 42 回世界遺産委員会(2018 年マナーマ)で採択された決議 42 COM 7B.10 を想起し;
- 3 2021 年 6 月に実施された東京の産業遺産情報センターへのユネスコ・イコモス現地調査団を歓迎し;
- 4 締約国が多く約束を満ち、また世界遺産委員会の関連決議の多くの側面を遵守していることに満足して留意し;
- 5 しかし締約国が関連決議を未だ十分には実施していないことを強く残念に思い;
- 6 これに関連し、締約国が、関連決議の実施において、次の諸点を含む現地調査報告書の結論を十分に考慮に入れることを要請し;
 - a) 各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、また各構成資産の歴史全体についても理解できることを示す説明戦略
 - b) その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、日本政府の徴用政策について理解できるような措置
 - c) インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込むこと
 - d) 顕著な普遍的価値の対象期間及びそれ以外の期間も含めた遺産の歴史全体の解釈やデジタル形式の解説資料の説明戦略に関する国際的な最良の慣行
 - e) 関係者との対話を継続すること
- 7 2023 年の第 46 回世界遺産委員会による審議に付するため、2022 年 12 月 1 日までに、本件世界遺産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。

【第 44 回世界遺産委員会決議への対応】

第 44 回世界遺産委員会決議(44COM7B.30)の第 6 項及び第 7 項について、以下のとおり、対応の詳細について記述する。

インタープリテーションに関する事項

1. 背景・経緯

- ICOMOS 評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)において、インタープリテーションに関して以下の諸点が記述された。
 - 構成資産のインタープリテーションは、ほとんど、個別の構成資産に限定されており、資産全体の顕著な普遍的価値並びに各構成資産が資産全体及び他の構成資産とどのように関係しているかについてのインタープリテーションが、必ずしも提供されていない。
 - 緊急に必要とされることは、各サイト又は構成資産がいかに関係しているのか、特に日本の産業化の1又は2以上の段階をどのように反映し、どのように顕著な普遍的価値に貢献しているのか、ということを伝える明確なインタープリテーションである。
- 第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)では、「明治日本の産業革命遺産」は構成資産全体として世界遺産価値を有するという点が示されている。
(第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)の一部抜粋)
23 の構成資産は 8 県 11 市に立地している。8 県の内 6 県は、日本の南西部に、1 県は本州の中部、1 県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的变化の道程を顕著に顕している。
- 第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)において、「g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに関係しているか、顕著な普遍的価値に貢献し産業化の 1 又は 2 以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること」と勧告された。ユネスコ世界遺産一覧表への記載決定時の日本政府のステートメントについても脚注で言及された。

「世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。」

- 日本政府のステートメントでは、インタープリテーションに関して、以下のとおり述べられている。
 - 特に、「説明戦略」の策定に際しては、「各サイトの歴史全体について理解できる戦略とすること」との勧告に対し、真摯に対応する。
 - より具体的には、日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。
 - 日本は、インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。
- 人々の関心を高め、OUV への理解を深め、その管理・保全に向けた活動への公的支援を促すために、世界遺産を訪れる人々や地域社会に対して、世界遺産の意義を伝えることが、世界遺産登録国の義務となっている。
- 平成 27 年の世界遺産登録時の日本政府ステートメントに基づき、世界遺産委員会の決議に最も適切に対応するため、国内外の遺産専門家から日本政府に対し、国際的な最良の慣行に基づく助言が行われた。
- 日本政府は、適切なインタープリテーション戦略を策定する基礎資料とするため、平成 29 年と令和元年の 2 回にわたり、独立した国際専門家によるインタープリテーション監査を実施した。この監査は、世界遺産全体と、構成資産／サイト特有及び各構成資産・サイトの OUV への貢献という 2 つの主要レベルのインタープリテーションに重点を置いて行われた。
- 日本政府はまた文化遺産のインタープリテーション・プレゼンテーションに関する ICOMOS 国際学術委員会委員長を含む複数の遺産専門家を招聘し、インタープリテーション戦略に関する直接の助言を受けた。
- これらを踏まえ、平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、策定したインタープリテーション戦略を付属資料として添付した。
- 第 42 回世界遺産委員会決議(42COM 7B.10)においては、「インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることにさらに留意し」、「センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締約国に更に要請し」、「OUV によってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し」、「決議 39COM8B.14 を完全に履行するよう締約国に更に要請する。」として、主要な留意事項及び要請事項が示された。
- 第 42 回世界遺産委員会決議に対し、令和元年 11 月 29 日に提出した保全状況報告書において、インタープリテーションに関する事項については、インタープリテーション戦略に基づき、適切に実施されたことを報告した。

- また、インタープリテーション戦略に基づき、令和 2 年 3 月 31 日、「明治日本の産業革命遺産」を中心とする産業遺産に関する総合的な情報センターとして東京都新宿区若松町に IHIC を設置した。当初は、開所式後、同年 4 月 1 日から一般公開予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から他の類似施設と同様にいったん休館し、その後、緊急事態宣言が解除されたことなどを踏まえ、同年 6 月 15 日から再開し、一般公開を開始した。
- IHIC が開設されたことから、第 42 回世界遺産委員会決議に対し、令和 2 年 11 月 30 日に提出した報告において、インタープリテーション戦略の実施状況について報告した。
- 令和 3 年 6 月、IHIC にユネスコ・イコモス現地調査団が派遣され、同年 7 月に調査報告書がまとめられた。
- 第 44 回世界遺産委員会の決議(44COM7B.30)では、上記のとおり、更なる要請事項が示された。

2. インタープリテーション戦略の実施状況

日本政府は、これまで、世界遺産委員会における決議を真摯に受け止め、平成 27 年の世界遺産一覧表記載決定時の日本政府によるステートメントの趣旨に沿って、出典の明らかな一次史料や一定の信憑性が確保された証言等の展示を適切に実施するなど、客観的な事実に基づきインタープリテーションを行い、誠実に対応してきた。第 44 回世界遺産委員会の決議に関する日本政府の方針に変わりはない。以下に述べる産業遺産情報センターにおける調査研究や展示・解説の充実のほか、各エリアにおける取組みも含め、総合的なインタープリテーションの改善に向け、不断の努力を続けていく。

【インタープリテーションに係る基本的事項】

インタープリテーションの階層的アプローチ

「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション及びプレゼンテーション: 価値とテーマの階層

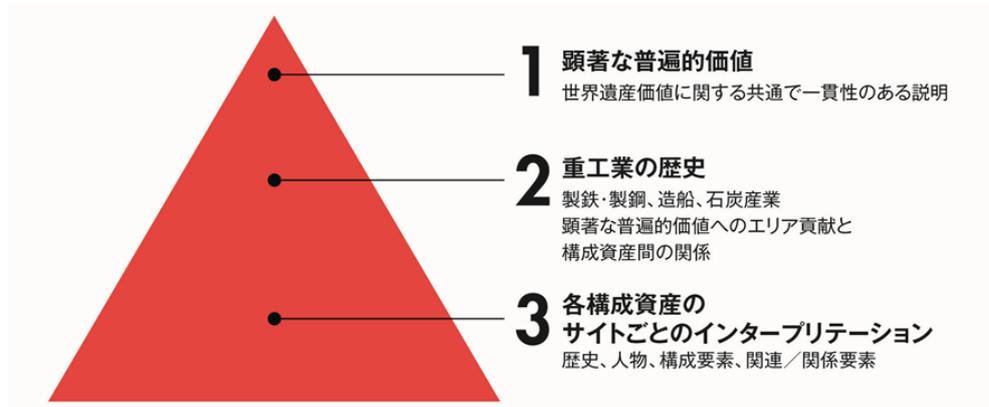


図1 インタープリテーションの階層的アプローチ

IHIC 並びに各地のビジターセンターにおいて、OUV はインタープリテーションの最上位に位置し、エリアや構成資産独自の歴史など地域や産業固有の展示解説に優先するテーマとなる。これにより、上図に表された1. OUV、2. 重工業の歴史、3. 各構成資産のサイトごとのインタープリテーションが、資産全体で一貫してプレゼンテーションされることになる。

各地のビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ:
インタープリテーションの階層

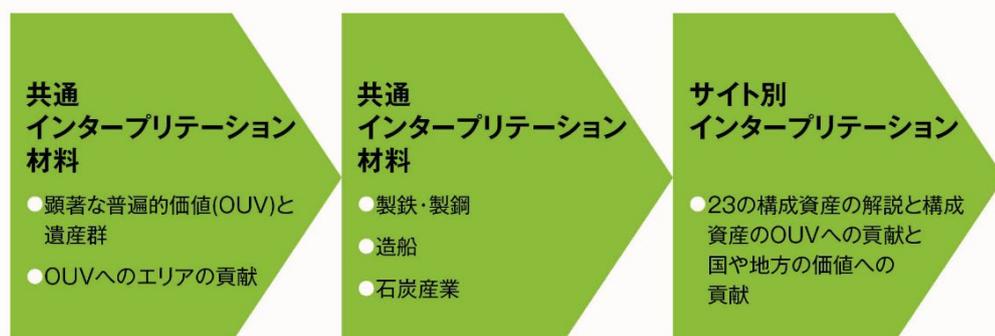


図2 各ローカルビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ

【インタープリテーション戦略の実施状況】

- 平成 29 年 11 月 30 日に保全状況報告書添付資料として、インタープリテーション戦略及び同戦略推進のためのインタープリテーション計画を提出した。

表1 インタープリテーション計画の概要

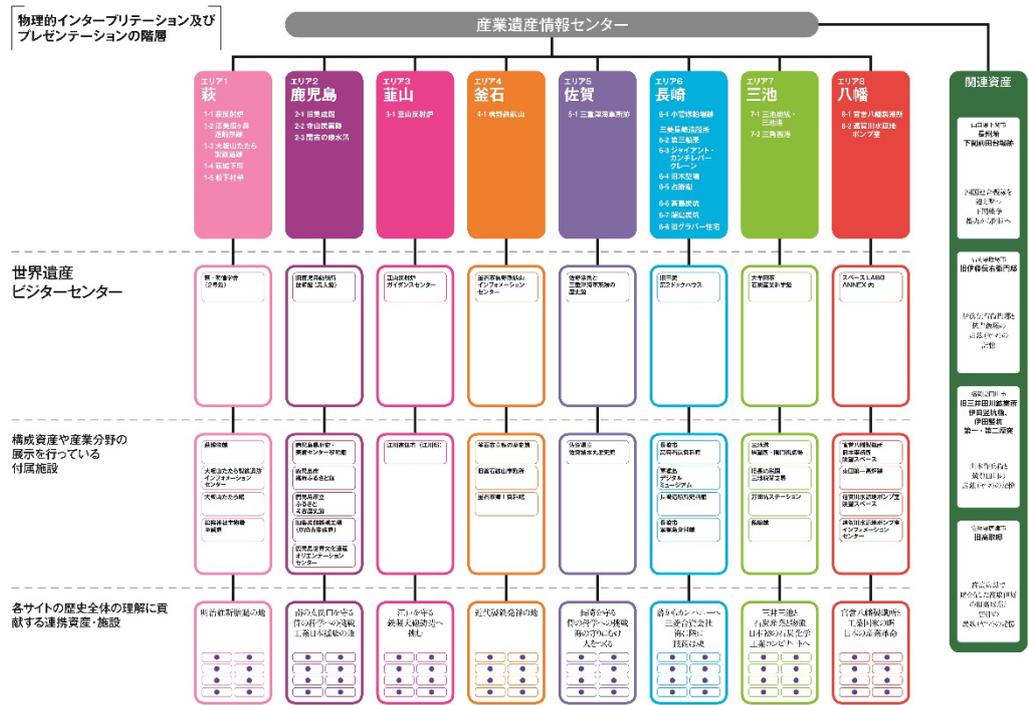
タスク	説明	担当	タイムスケール
(1)	全ての構成遺産で一貫した OUV の共通展示を展開	内閣官房、関係自治体	令和 2 年度以降 順次導入
(2)	各サイトの「歴史全体」の更新	内閣官房、関係自治体	継続中
(3)	朝鮮半島出身者等を含む労働者に関する情報収集	一般財団法人産業遺産 国民会議	継続中
(4)	産業遺産情報センター (IHIC) の設置	内閣官房	令和元年度
(5)	「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討	一般財団法人産業遺産 国民会議、関係自治体	継続中
(6)	人材育成事業と研修マニュアル	一般財団法人産業遺産 国民会議、「明治日本の 産業革命遺産」世界遺 産協議会	継続中
(7)	世界遺産ルート	明治日本の産業革命遺 産世界遺産ルート推進 協議会	継続中
(8)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを用いた、長崎の非公開施設である第三船渠とジャイアント・カンチレバークレーンの現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に仮想訪問	一般財団法人産業遺産 国民会議	継続中
(9)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを用いた、小菅修船場跡と軍艦島の現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に炭鉱のデジタル復元	一般財団法人産業遺産 国民会議	継続中

- 内閣官房、関係省庁、関係自治体、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（以下「世界遺産協議会」という。）、一般財団法人産業遺産国民会議（以下「産業遺産国民会議」という。）、明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会（以下「世界遺産ルート推進協議会」という。）等が連携して、インタープリテーション計画に沿って各事業を実施している。以下に、令和2年以降の進捗状況を報告する。

(1) 全ての構成遺産で一貫した OUV の共通展示を展開

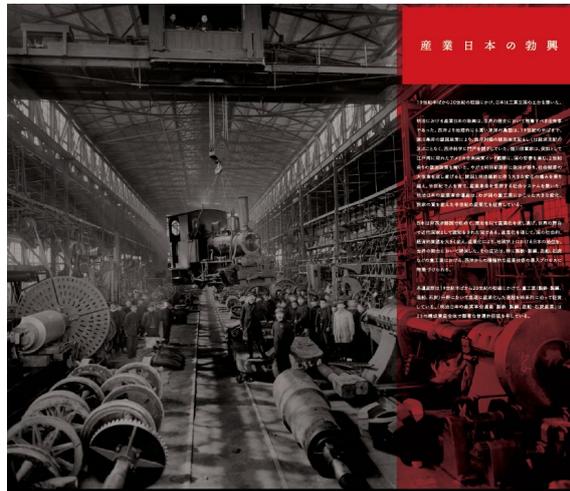
- インタープリテーション戦略に則り、海外専門家によるインタープリテーション監査を2期（平成29年、令和元年）実施した。監査報告書では、各エリアのビジターセンターにおいて、23の構成資産を関連付けて展示し、OUV及び構成資産相互の関連性を伝えるため、より一貫し、統合、調整されたアプローチが必要であることが強調されており、これはインタープリテーション戦略における重要課題ともなっている。このため、明治日本の産業革命遺産の独特なOUVを包括的に伝えるインタープリテーションが考案され、東京の産業遺産情報センターにおいて提供されている。
- 各サイトが自らの価値を強調し、他のサイトによる重要な貢献を軽視する傾向がしばしば見られるが、包括的なインタープリテーションにより、OUVに対する各構成資産の関連性とそれぞれの貢献をバランスよく明確化し、また、本遺産の3つのテーマが選ばれた理由をも明らかにすることができる。
- 内閣官房は、インタープリテーション監査に基づき、各エリアのOUVの展示に一貫性を持たせるための「共通展示」構成要素を策定し、各エリアに明確な方向性を示してきた。
- 重要なのは、内容とデザインに一貫性を持たせ、OUVを明確に、構造的、かつ簡潔な方法で展示することである。また、各サイトにおいて訪問者を迎え入れ、一連の資産群からなる世界遺産にいたりことや、その重要性について理解できるような、適切な広さの空間を提供することが不可欠である。
- 各エリアでは、訪問者がOUVを理解できるよう、これまでユネスコに提出してきた管理保全計画(CMP)やインタープリテーション戦略を踏まえながら、遺産内にある様々なビジターセンターにおいて世界遺産価値の一貫した共通展示を実施するための行動計画を作成した。この取組みの進捗状況にはエリアによってばらつきがあり、未だ道半ばである。
- このため、インタープリテーションの中核的役割を果たすIHICの展示をモデルとして、今後一層、IHICと各地のビジターセンターとの連携を強化する。

図3 ビジターセンターの階層図

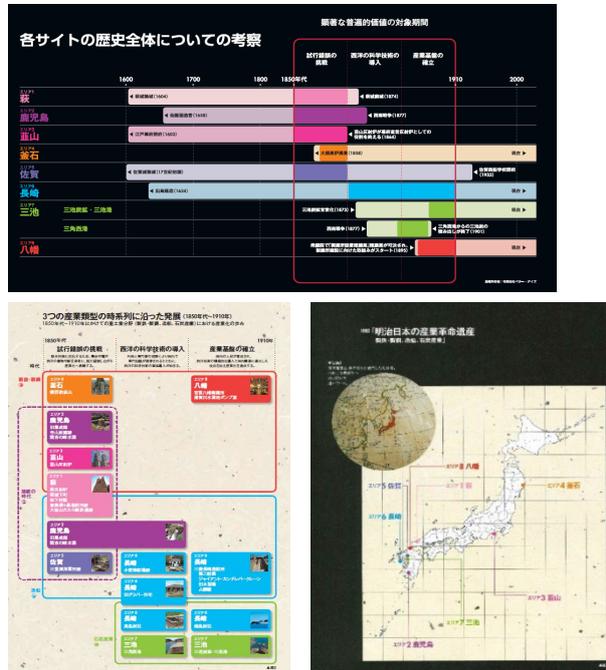


(統一的な展示内容の要素)

① 「明治日本の産業革命遺産」の概要を説明するパネル(図4)



- ② 「明治日本の産業革命遺産」が8県11市に立地する23の構成資産全体で1つの世界遺産価値を有するシリアルプロパティであることを説明するパネル(図5)



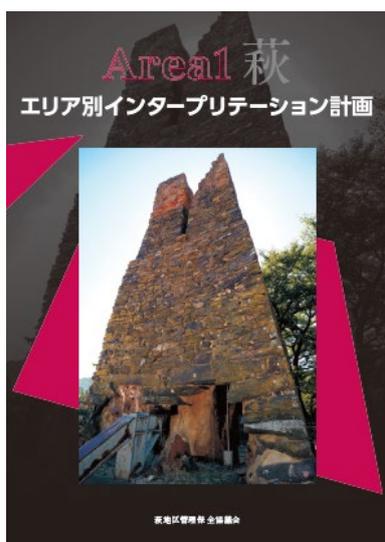
- ③ 「明治日本の産業革命遺産」につき簡潔かつ分かりやすく説明する映像
 ④ 製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業分野の歩みを概説するパネル
 ⑤ 8つのエリアに点在する23構成資産の位置関係や概要を臨場感をもって説明する映像
 ⑥ 当該エリアにある構成資産の概要と全体の中での位置づけ、OUVへの貢献を解説するパネル

(各エリアにおける今後の共通展示の主な設置予定時期)

エリア1 萩	令和5年度以降
エリア2 鹿児島	令和5年度以降
エリア3 韮山	未定(次回展示替え時)
エリア4 釜石	未定
エリア5 佐賀	令和3年度設置済
エリア6 長崎	令和5年度以降
エリア7 三池	令和2年度設置済
エリア8 八幡	令和4年度設置済

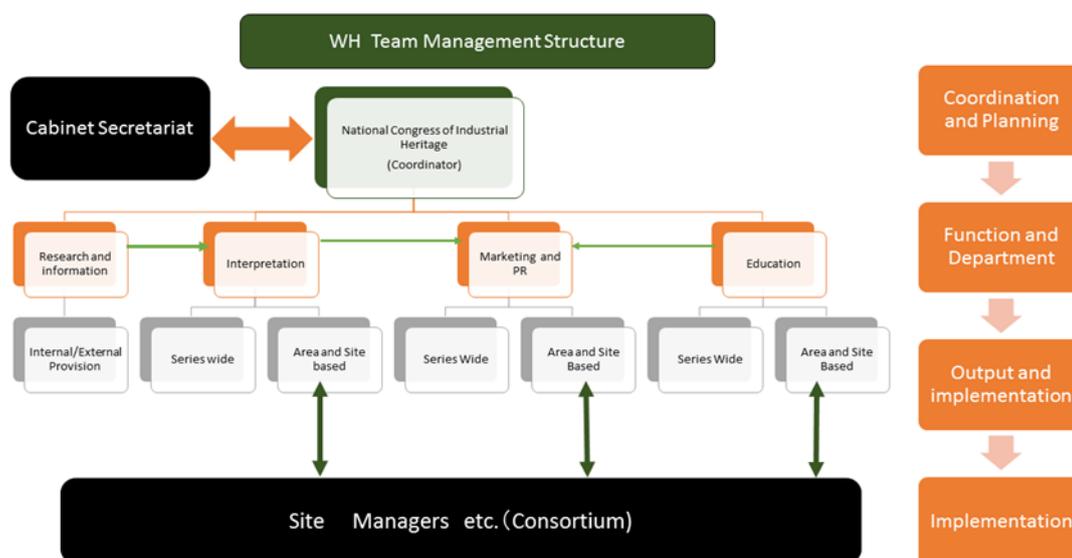
- ・ また、各エリアでは、令和4年10月にエリア別のインタープリテーション計画を策定したところである。同計画においては、これまでの海外専門家によるインタープリテーション監査に基づく各エリアごとの課題の総括がされている。今後は、まずこの指摘された課題に優先的に対応し、各構成資産がいかに全体として世界遺産価値に貢献しているかについて、訪問者がより深く理解することができるよう、IHIC と連携しながらデジタル技術等を駆使したインタープリテーションの充実を図る予定である。

図6 エリア別インタープリテーション計画(萩エリア)



下図のとおり、内閣官房と産業遺産国民会議は各地のインタープリテーションが適切に行われるように調整する上で密接に連携協力しており、各エリアのビジターセンターにおいて、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値のインタープリテーションが地域の歴史的・文化的価値と調和した形でなされるよう、適切な指導・協議を行っていく。

図7 インタープリテーションに関する管理体制

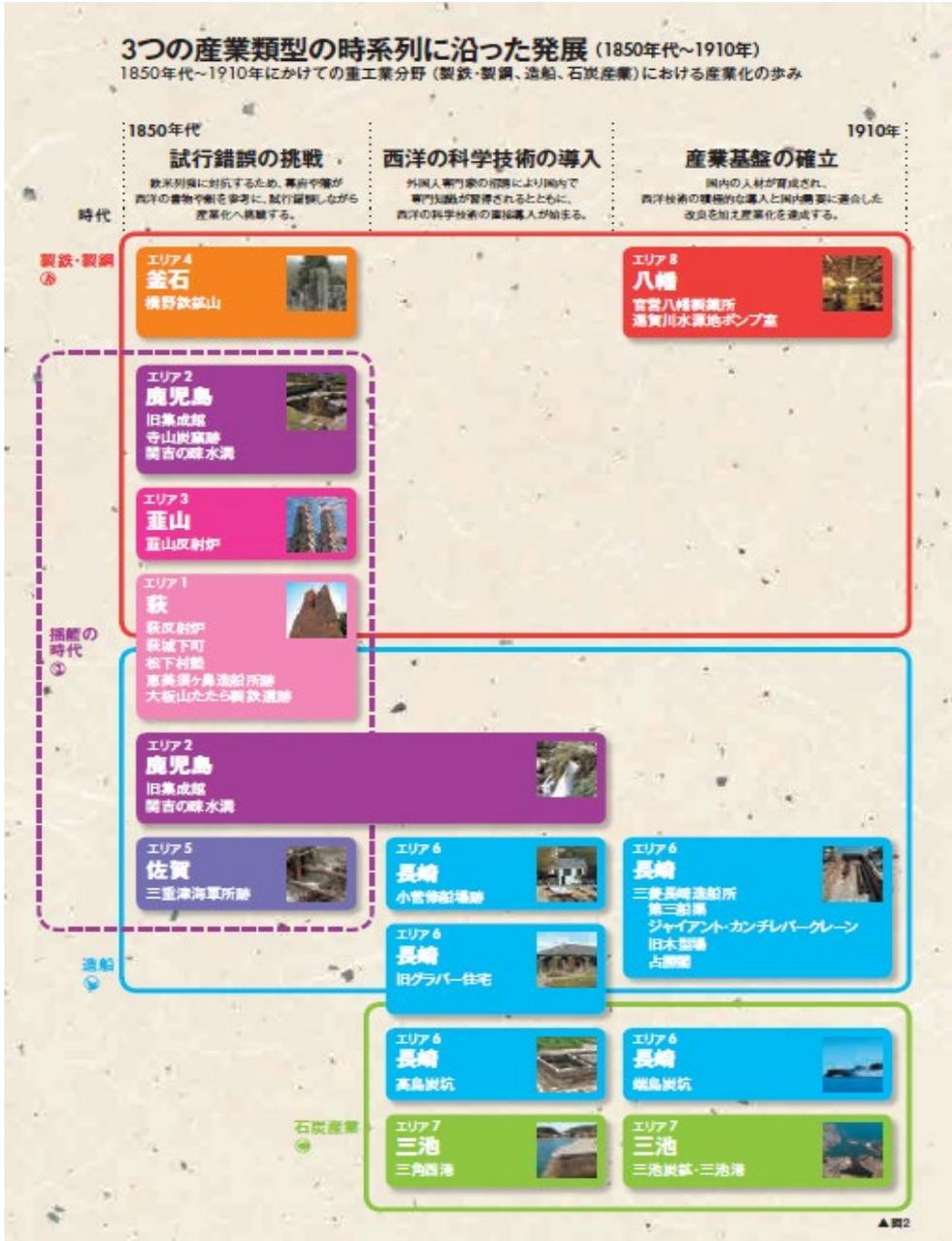


(2) 各サイトの「歴史全体」の更新

- ・ インタープリテーション監査のほか、世界遺産のインタープリテーションにおける世界遺産価値と歴史全体の展示の適切なバランスや展示へのアプローチに関する国際的なベストプラクティスについての国際専門家からの指導を踏まえ、平成 29 年にユネスコに提出したインタープリテーション戦略において示した「歴史全体」の定義に沿ってインタープリテーションを進めている。
- ・ 令和 2 年 3 月に開館した IHIC では、「明治日本の産業革命遺産」に関し、OUV の対象期間 (1850 年代から 1910 年まで) に加え、インタープリテーション戦略に記載された図 8 を参考に、各サイトの歴史全体について理解できる情報を提供している。
- ・ 具体的には、パネル展示により、歴史全体を連続した物語として、迫力ある映像や表、図などを用いて紹介するとともに、ゾーン 3 において戦前・戦中の状況を表す史料も展示している。今後さらに調査研究を継続し、新たな情報を提供していく。

- ・ゾーン 1「導入展示」(「明治日本の産業革命遺産」への誘い)
- ・ゾーン 2「メイン展示」(産業国家への軌跡)
- ・ゾーン 3 資料室

図8 各サイトの歴史全体について紹介するパネル



- 大画面のパノラマ映像で、各構成資産の歴史や変遷、社会的側面などを臨場感豊かに紹介している。また、説得力のある高画質の写真や映像を使用し、世界遺産価値への貢献のみならず、各遺産の広範な歴史も理解できるような解説を行っている。例えば、高島炭坑については、幕末の日本初の蒸気力を利用した炭鉱の開山から明治を経て、昭和の出炭量最盛期、大ストライキ、1986年の閉山までの炭鉱の島の暮らしを体感的に理解することができる。

図9 ゾーン1 体感型マルチディスプレイを用いた展示例(高島炭坑)



图 10 「端島炭坑変遷」



- ・ 内閣官房の有識者会議において、各サイトの歴史全体とは、第二次世界大戦の問題にとどまらず、産業化に至る歴史的過程、工業地域への労働者移住など産業発展に関わる労働問題全般、産業化後の各サイトの歴史、地域社会による保存活動などを含むことが国際委員から指摘されている。
- ・ 推薦書におけるインタープリテーションの原則と方針によれば、OUVの保全とは、過去の物理的、有形的証拠の保存に限定されるものではなく、産業に関わる人々の技術、知識、社会生活に体现された無形のものも活用し、それが家族や地域の歴史として現在の世代に伝えられることを示している。IHICは、「明治日本の産業革命遺産」の有形・無形の遺産の記録をすべて収集することを目的としている。
- ・ IHICは、インタープリテーション戦略やエリア別インタープリテーション計画に基づき、各エリアのビジターセンターと協力し、「明治日本の産業革命遺産」のOUV及びそれに貢献する各サイトの特性を反映した展示の実現を目指している。今後も連携しながら、各構成資産の歴史全体の展示方法を改善し、IHIC及び各エリアのビジターセンターにおいて様々な資料を閲覧できるよう、共通展示要素を共有していく。

図 11 大牟田市石炭産業科学館のマルチディスプレイを用いた展示



(3)朝鮮半島出身者等を含む労働者に関する情報収集

- IHIC は、戦前、戦中、戦後の相当数の文書、写真、証言を含む映像資料を保管しており、今後も所有者、管理者、地域社会と協力しながら取組みを継続していく。
- 朝鮮半島出身者等を含む労働者の戦前・戦中・戦後の産業労働に関する調査として、一次史料、口頭証言、出版物などの質の高い調査を継続的に実施している。
 - 産業労働に関して、論文、賃金などのデータ、裁判資料などの資料を収集。
 - 産業遺産・産業考古学に関する海外有識者から産業労働に関する海外事例の情報を収集。
 - 行政機関による調査、新聞記事、その他資料から端島炭坑における主な出来事を調査。
 - 産業労働に関する現場の様子や環境、雰囲気等を正確に理解するため、専門家による戦前から戦後にかけての新聞報道を中心とした資料の分析を実施。
 - 炭坑における産業労働等に関する情報収集のため、当時の様子を知る炭坑労働経験者等からの聞き取り調査を実施。
- IHIC では、今後も史料価値の高い情報をアーカイブし、専門家による分析・検証を行いながら、新たな情報を紹介していく。

(4)産業遺産情報センター(IHIC)の設置

- 令和2年3月、これまでの世界遺産委員会決議を履行するため、インタープリテーション戦略に基づき、構成資産が九州から東北にかけて8県11市にまたがる「明治日本の産業革命遺産」に係る情報を集約して発信する拠点として東京都新宿区にIHICが設置され、同年6月から一般公開されている。

図 12 IHIC 入口



➤ 目的、役割・機能等について

- ・ 調査研究機能、人材育成機能、情報提供機能を有し、「明治日本の産業革命遺産」を中心に産業遺産に関する情報発信を行う。
- ・ 産業遺産に関する総合的な情報センターとして、国内外の産業遺産について積極的に情報発信を行うことにより、産業遺産に対する関心や理解の向上を図るとともに、地方への訪問や移転の促進等、地方創生に資する施設となることが期待されている。

① 調査研究機能

- ・ 産業遺産の管理保全手法の調査研究
- ・ 資料のデジタルアーカイブ化 等

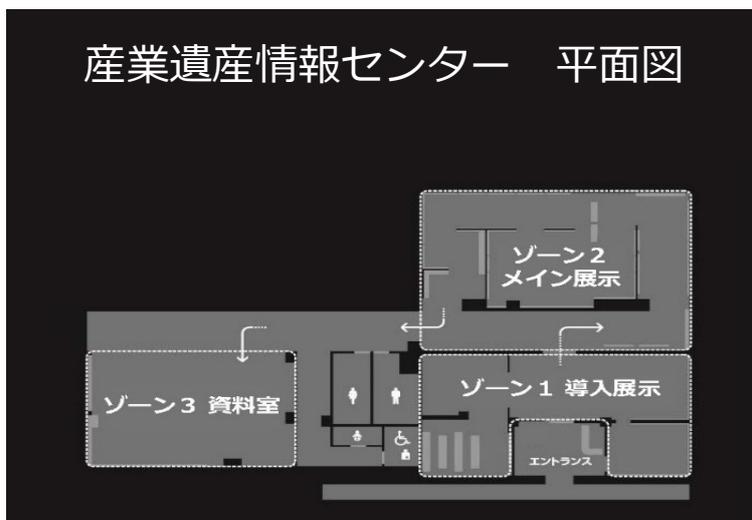
② 人材育成機能

- ・ 世界遺産価値のインタープリテーションの研修プログラムの開発／提供
- ・ 産業遺産の管理保全指導／支援(各エリアのビジターセンター等と連携) 等

③ 情報提供機能

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産全般についての情報提供(各エリアのビジターセンター等と連携)
- ・ 各サイトの歴史全体について理解できる情報の提供
- ・ デジタルツールによる世界遺産価値の解説
- ・ 企画展／巡回展等の企画立案及び実施 等

図 13 IHIC 平面図



➤ 展示内容の概要等について

1 階の展示スペースは、導入展示、メイン展示、資料室の 3 つのゾーンに分かれている。ゾーン 1 は「明治日本の産業革命遺産」の概要、世界遺産に登録されるまでの道のり、ゾーン 2 は幕末から明治にかけてわずか半世紀で産業国家へと成長していったプロセスを解説している。いずれも、写真や映像をふんだんに用い、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値並びに 23 の構成資産の世界遺産価値への貢献や構成資産の歴史全体について、幅広く理解できる展示となっている。ゾーン 3 は資料室として、第二次世界大戦中の事業現場における産業労働に関わる出典の明らかな一次史料のほか、証言、二次史料等の資料を多数紹介している。

2 階は、事務スペースのほか、収集した資料を保管する資料収蔵庫、研修室などにより構成されている。

● ゾーン1「導入展示」（「明治日本の産業革命遺産」への誘い）

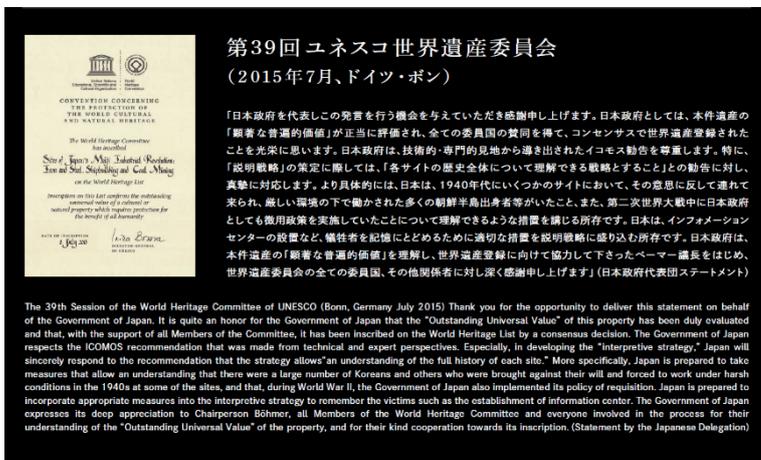
- ・ 導入的位置づけの展示ゾーンとして、「明治日本の産業革命遺産」の概要、世界遺産として登録されるまでの経緯、登録時の日本政府ステートメントを展示し、各サイトの歴史全体について理解できるようにしている。
- ・ 体感型マルチディスプレイにより、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の歴史などについて、写真や動画を活用しながら解説を行っており、今後さらに充実させていく。また、日本各地の産業遺産について、衛星写真を基にした地図上に表示し、写真と解説文を表示している。

- ・ ガイダンスシアターでは、世界遺産に登録されるまでの道のりや「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値、関連資産等について、詳細に、かつ分かりやすく解説する映像を増やしており、同遺産への理解を深めている。

図 14 世界遺産として登録されるまでの経緯のパネル



図 15 日本政府ステートメント(日英全文掲載)



● ゾーン2「メイン展示」(産業国家への軌跡)

- ・ ①揺籃の時代、②造船、③製鉄・製鋼、④石炭産業、⑤産業国家へ、の5つのコーナーで構成され、幕末から明治にかけて僅か半世紀で産業国家へと成長していくプロセスを分かりやすく解説している。パネルによる解説のほか、海外の産業遺産に関する専門家のインタビューや三池港の歴史的価値を映像により紹介している。

① 揺籃の時代

- ・ 国防への危機感を募らせながら、蘭書片手に西洋科学を取り入れようと試行錯誤した侍たちの姿を描写している。

- ・ 明治日本の産業革命の初期の出来事にフォーカスし、大砲の製造や造船に挑む、雄藩・江戸幕府等の動きを紹介している。

② 造船

- ・ 日本初の本格的船舶修理施設が小菅に建設されたことを日本の近代的造船の第一歩として位置づけ、その経緯と意義について解説している。
- ・ 官営長崎造船所を買収し、西洋の工業国しかしかつくることのできなかつた大型船製造にこぎつけた日本の近代的造船業の発展の軌跡を、三菱の構成資産を中心に概観している。

③ 製鉄・製鋼

- ・ 蘭書を片手に洋式高炉を建設し、鉄鉱石の製錬による連続出鉄を成し遂げた大島高任の成功にはじまり、官営釜石製鉄所の開設と失敗、田中製鐵所の挑戦と日本初のコークス高炉の成功を経て、官営八幡製鐵所における本格的鉄鋼一貫製鐵所の完成に至るまでの経緯を紹介している。

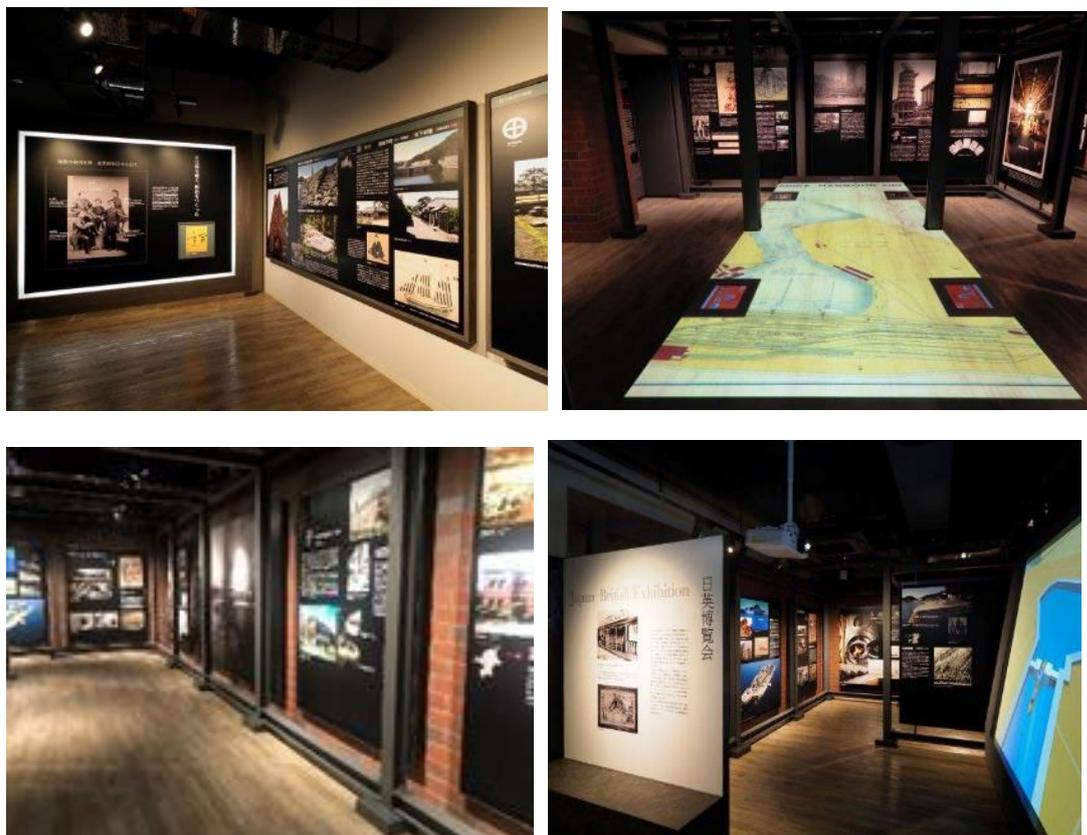
④ 石炭産業

- ・ 日本初の近代的炭坑として誕生した高島炭坑、石炭需要の増大にともない拡大を続けた端島炭坑、当時世界有数の炭鉱となった三池炭鉱の発展の軌跡を紹介している。
- ・ 石炭産業が、石炭の採掘だけでなく物流も含めた総合的なシステムを要する産業であることにも言及し、三池港の整備等幅広い分野に革新への挑戦が及んだことを伝えている。

⑤ 産業国家へ

- ・ 日本が、世界的な工業国として広く認知されるようになった象徴として、1910年の日英博覧会を紹介している。

図 16 IHIC 館内(ゾーン 2)



ゾーン中央の情報検索テーブルでは、構成資産のビジュアルイメージをプロジェクターで投影するとともに、タブレット端末で「明治日本の産業革命遺産」に関するより詳細な情報の検索を可能としている。

① タブレット端末の概要

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」の幕末、造船、製鉄・製鋼、石炭産業に関してそれぞれ以下のコンテンツを日本語と英語のバイリンガルで提供。それぞれの項目をクリックし、各博士の顔をクリックすることでコンテンツを閲覧することができる。
- ・ 幕末:アラン・レマーズ博士の古写真の解説ー飽の浦(長崎)、集成館(鹿児島)について
- ・ 造船:ブライアン・ニューマン博士のジャイアント・カンチレバークレーンに関する解説、マイルズ・オグリソープ博士の小菅修船場跡に関する解説
- ・ 製鉄・製鋼:ディートリッヒ・ソワイエ博士の官営八幡製鐵所の歴史とドイツとのゆかりについての解説
- ・ 石炭産業:ロバート・バーノン博士のデービーポンプに関する解説、マリー・パトゥ博士のフランスノール・パド・カレ地方炭田地帯に関する解説、鉱業と産業及びその全体としての歴史に関する解説

② 画面イメージ(図 17)

・例: 石炭産業をクリックすると現れる画面



・例: ロバート・バーノン博士の顔をクリックすると現れる画面



・例: 1 つ目の項目をクリックすると現れる画面



・例: 幕末の項目で表示される内容(原文英語)

飽の浦(長崎)、集成館(鹿児島)の設計図



- ゾーン3 資料室

閲覧スペースやレファレンスカウンター他、書架や各種デジタル機器(モニター・検索装置、体感型マルチディスプレイ等)を設置しており、第二次世界大戦中の事業現場における産業労働等、世界遺産としての対象期間以外における産業労働に関するものも含む多様な一次情報にアクセス可能である。

- ・ 世界遺産委員会の決議や平成 27 年の世界遺産一覧表登録時の日本政府ステートメントを踏まえ、朝鮮半島出身者等を含む労働者の戦前・戦中・戦後の産業労働に関する一次史料、証言、書籍やその他の出版物を収集し、専門的な分析・検証の結果、一定の信憑性が確保されたものを展示・解説している。
- ・ 日本政府ステートメントの概要は、以下のとおりである。平成 27 年に世界遺産一覧表に掲載された直後から、日本政府はウェブサイトはこの趣旨を注釈として明示的に掲載し、以後、日本政府としてこの趣旨に沿った決議への対応を進めてきており、今後、一次史料等を用いて展示していくこととしている。
 - ◇ 「その意思に反して連れて来られ」、「働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと」とは、朝鮮半島については、当時すべての日本国民に適用された国家総動員法に基づく国民徴用令により「徴用」が行われたことを意味する。
 - ◇ 「犠牲者」とは、出身地のいかんにかかわらず、炭鉱や工場などの産業施設で労務に従事、貢献する中で、事故・災害等に遇われた方々や亡くなられた方々を念頭に置いている。
- ・ 具体的には、平成 29 年にユネスコに提出したインタープリテーション戦略を踏まえ、OUV の対象期間(1850 年代から 1910 年まで)だけでなく、1910 年以降の資料についても、多様な史料の収集や証言の収録を含む質の高い調査を実施し、経済史、産業史、地域研究などの専門的知見を有する専門家等の意見を聞きながら分析・検証を行った結果、出典の明らかな一次史料や一定の信憑性が確保された証言の展示(パネル及びアーカイブ)を進め、来館者に客観的な事実に基づく情報を提供できるようにしている。
- ・ 令和 3 年 6 月に行われたユネスコ・ICOMOS 現地調査の後も、専門家の意見を聞きながら、新たな証言や朝鮮半島出身労働者に関する当時の新聞記事等の資料を追加公開するなど、継続的に展示・解説を充実させている。

- ✓ 第二次世界大戦中に日本政府が国家総動員法に基づき徴用政策を実施していたことが理解できるよう、徴用政策の根拠となった法令等をパネルで展示している。
- ✓ 一連の証言は、食糧不足、物資不足、空襲による被害、混乱などの 1940 年代の戦時下における労働環境を示している。これは、雇用者自身が意図的に事業の現場をないがしろにしていたということではない。
- ✓ モニターでは、当時、内地出身者も朝鮮半島出身者等も同様に厳しい環境の下で働いていたことが理解できるように、端島の元島民による炭坑労働や島での暮らしについての証言映像を公開している。この中では、出身にかかわらず、戦時中、食料や物資の不足に苦しんだこと、米軍の発電所への攻撃によって停電した際、力を合わせて坑内から脱出した体験などが語られている。証言内容や日記の一部はパネルでも展示している。
- ✓ アーカイブ化した産業労働に関する一次史料等（徴用政策に関する公文書を含む当時の行政文書、記録文書、新聞記事等）を検索装置で閲覧可能としている。
- ✓ 体感型マルチディスプレイでは、戦中・戦後の端島の暮らしについて、数多くの元島民の証言を場所ごとに画面上に配置して、動画で視聴できるようにするなど、産業遺産データベースを利用可能としている。

なお、令和 3 年 6 月に行われた現地調査においては、事前に分かれば日本政府が容易に訂正できたはずの不正確な情報が調査団に提供され、それを元に事実関係が判断されるといった手法がとられた。このため、第二次世界大戦中に、当時日本の一部であった朝鮮半島の出身者を含む全ての国民を対象として実施された徴用政策について調査団に十分に理解されないまま、調査が行われた。朝鮮半島出身の徴用された労働者は、給与を受け取るなど、内地出身者と同様の環境で働いていたのであって、奴隷のような労働に従事させられたのではなかった。この歴史への理解が不十分であったことは大きな課題となった（その結果、例えば、公表された報告書には、「展示されている情報は、他の国から徴用された労働者は当時日本国民とみなされ、そのように扱われたとの印象を与えている」と明らかな事実誤認に基づく内容が盛り込まれた）。日本政府として、こうした事実誤認や誤解が生じることを防ぐため、歴史の調査研究に基づき IHIC の展示内容の充実強化を図っていく。

図 18 IHIC 館内(ゾーン 3)



図 19 徴用政策に関する文書を解説するパネル

徴用関係文書を紐解く
官斡旋、徴用、引揚について
理解できる5つの文書

デジタルアーカイブ検索システムで
文書の閲覧可能

[1] 国民徴用令(勅令)
国家総動員法に基づき1939(昭和14)年7月8日公布された勅令。戦時体制下の非常時に、重要産業の労働力を確保するため、国民を動員し、生産に従事させる種類や厚生大目に対して与えられたもの。同令により、はじめは日本内地で徴用が実施され、1944(昭和19)年8月9日、後述する閣議決定「半島人労働者ノ移入ニ関スル件」により、国民徴用令の適用が拡大されて日本統治時代の朝鮮半島出身者にも実施される。(公布:1939年、国立公文書館解読閲覧サービスから転載)

[2] 朝鮮人労働者活用ニ関スル方策(閣議決定)
日中戦争の長期化及び太平洋戦争の開始による軍需品、内地労働者の確保増加に伴い、1942(昭和17)年2月13日、朝鮮半島出身者の移入を増やし、内地で不足している労働力を補うことを決めた閣議決定。労働局長(岸本謙吉)の報告に基づき閣議決定(閣議決定)によるものとし、追加人員が不足し半島国民徴用令を発動して確保する方針も記載された。(閣議決定:1942年、国立公文書館解読閲覧サービスから転載)

[3] 半島人労働者ノ移入ニ関スル件(閣議決定)
戦況の悪化による資源不足に起因し、1944(昭和19)年8月9日、朝鮮半島出身者に対し、国民徴用令に基づく徴用を行うことを決めた閣議決定。(閣議決定:1944年、国立公文書館「デジタルアーカイブ」検索サービスから転載)

[4] 出入国管理とその実態・昭和34年(出入国管理白書)
法務省出入国管理局(現:出入国在留管理庁)が年一回発行している白書。第二巻では、終戦以降の外国人労働者の実態について、概説が掲載されている。(発行:1959年、国立公文書館解読閲覧サービスから転載)

[5] 引揚援護の記録(引揚援護庁編)
戦時体制が完了して以後出入国管理白書において、朝鮮半島出身者の在留人口の増加について分析されている。1939(昭和14)年9月閣議決定「朝鮮人移住対策」等により、朝鮮半島出身者の内地への移住を制限する政策を取ったものの、渡都府大臣の閣議決定に基き、朝鮮半島からの出稼ぎ労働者が急増していた。引揚援護法は、①労働人口は朝鮮半島本土を確保し往來して、②朝鮮半島出身労働者の主たる在留地が九州、山口、広島、北海道の農産地に集中して、③戦時体制の悪化により、1939(昭和14)年9月閣議決定「朝鮮半島内の治安を確保し、必要に応じて労働者の労働力を確保し(公職)」、1942(昭和17)年閣議決定「労働者の移住を促進し(公職)」、1944(昭和19)年閣議決定「労働者の移住を促進し(公職)」に基づき朝鮮半島出身労働者が内地に移住したことが確認できる。また戦時体制下においては、連合国軍司令部(CICA)に管理が移ったこと、朝鮮半島出身者の引揚についても紹介している。

図 20 徴用政策の公文書等を閲覧可能なデジタルアーカイブと証言映像



- 検索装置で検索可能な徴用政策関係等の史料分類
 - カテゴリーA: 法令並びに行政文書
 - カテゴリーB: 政府並びに関係団体、企業の文書・記録
 - カテゴリーC: 政府関係者・企業の当事者に近い個人の出版物等
 - カテゴリーD: 証言
 - カテゴリーE: 新聞、雑誌
 - カテゴリーF: 論文、書籍等

図 21 デジタルアーカイブのトップページ



図 22 関連資料ライブラリー



図 23 デジタルアーカイブ資料の一例 国民徴用令



図 24 昭和 16 年 8 月 22 日釜山日報 固城出身の志願兵再び坑夫を念願

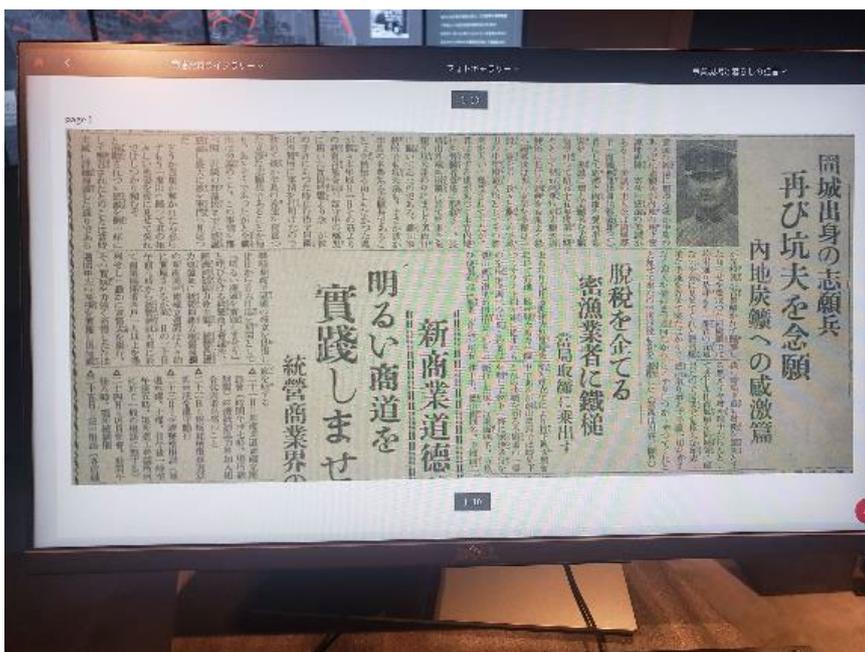


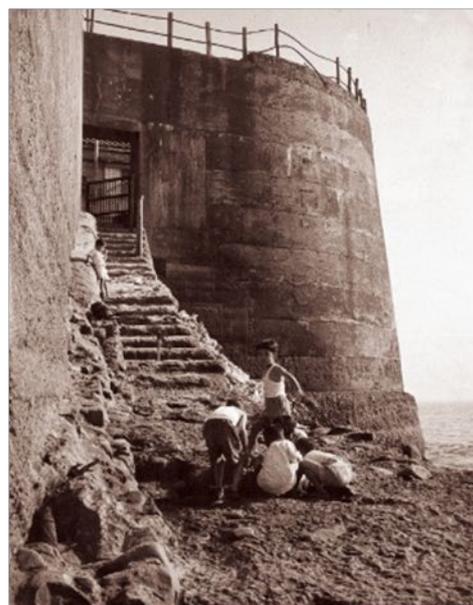
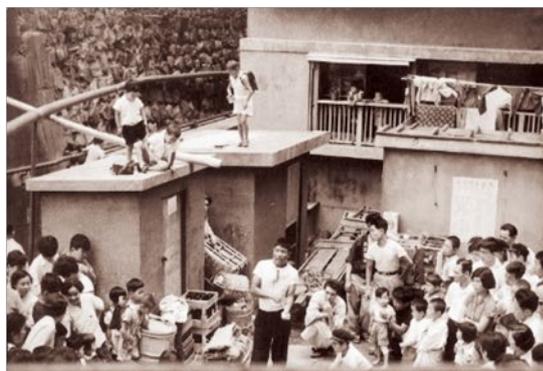
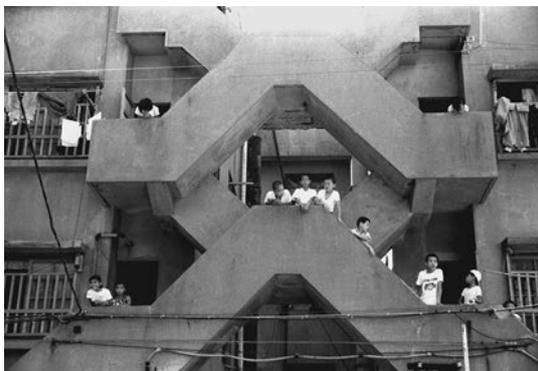
図 25 昭和 10 年 3 月 26 日の炭坑事故の記事 長崎日日新聞



図 26 炭坑事故の記憶:炭の光(昭和 35 年 6 月)



図 27 端島島民の日常生活(写真)





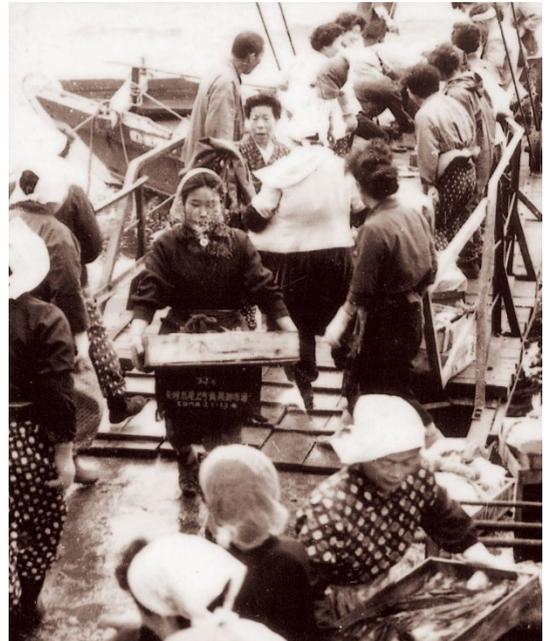


図 28 証言は録取・確認後、順次アップロードしている

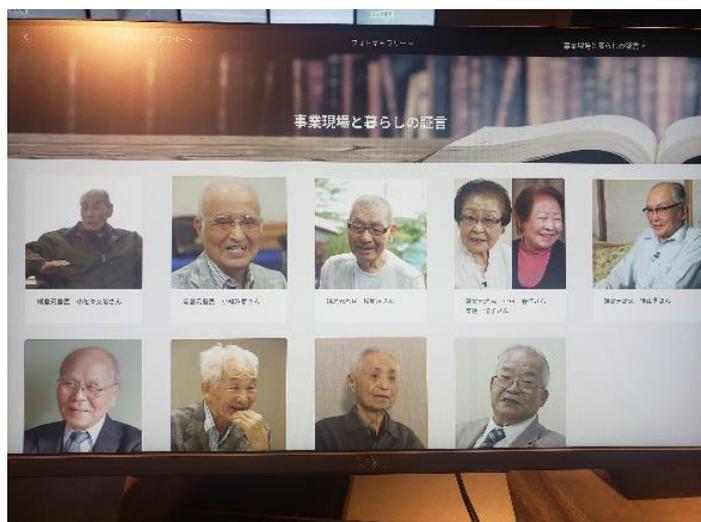


図 29 端島の元島民による戦前・戦中・戦後の生活状況に関する証言映像・日記



図 30 端島の元島民(在日韓国人 2 世)の証言パネル



IHIC では、調査研究活動の一環として、これまでも産業遺産全般、産業労働、国内外の徴用政策に関し、日本政府の見解と一致していることの如何を問わず、広く公文書、新聞記事、証言、書籍等やその他の資料の収集及び分析・検証を継続している。その結果、一定の信憑性が確保された内容を展示するなど、適切に展示・解説に反映してきた。また、調査研究活動の一端を示すため、分析・検証のために収集したこれら資料の一部を開架し来館者が利用できるようにしている。その中には、朝鮮半島出身の徴用された労働者の手記、朝鮮半島出身者と共に働いた内地出身者の日記や戦時中の事業現場における中国人捕虜に関する書籍、日本政府の見解と必ずしも一致しない資料等も含まれている。

(書籍の分類)

明治日本の産業革命遺産(全般/構成資産)、船/造船、鉄・製鉄・製鋼、石炭産業、紡績産業、幕末に活躍した人物、明治維新、世界遺産全般、近代化遺産全般、徴用など

- ・ このほか、各サイトや産業遺産に関連する多様な情報の発信を行う場として、小規模な企画展示にも対応できるスペースを設置している。令和4年8月には、関連資産であり、かつユネスコ「世界の記憶」に登録されている山本作兵衛の炭坑記録画の展示を実施したところであり、今後も各エリアと連携しながら情報発信に努めていく。

図 32 IHIC ゾーン 3 の書架の一部



図 33 開架書籍抜粋とそれに対する端島の元島民の認識

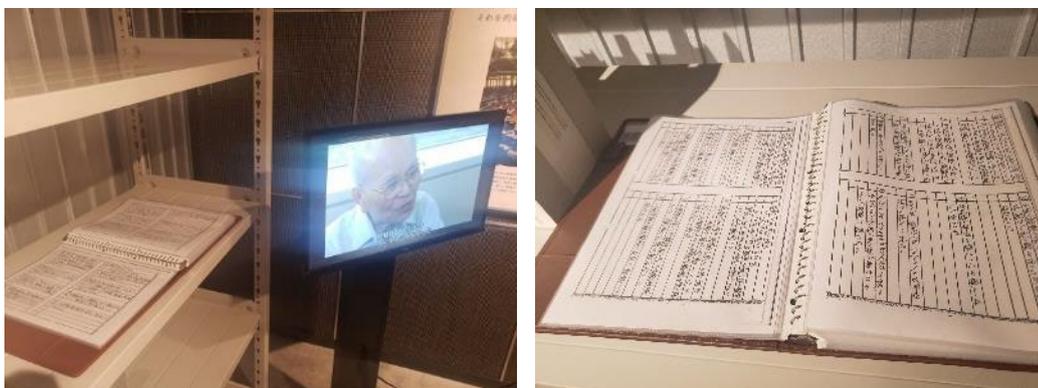


図 34 戦時中の三池炭鉱四山坑の思い出(追憶)



図 35 東洋工業で働いた朝鮮半島出身の徴用された労働者の手記(ハングル)

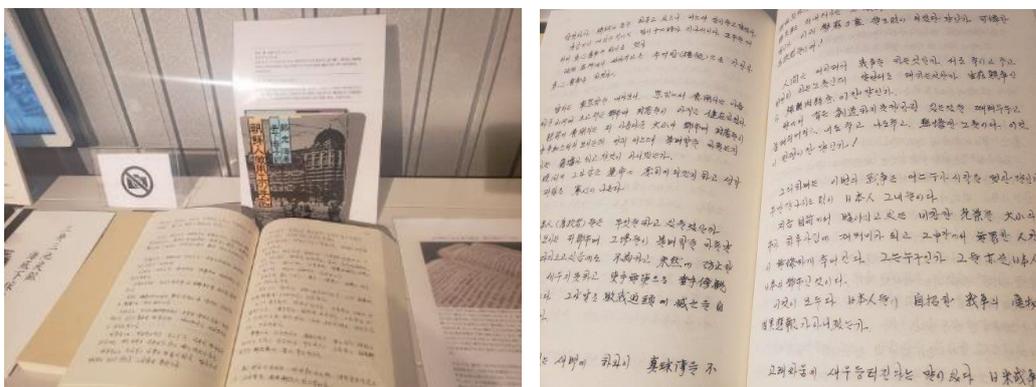


図 36 筑豊炭坑記録画

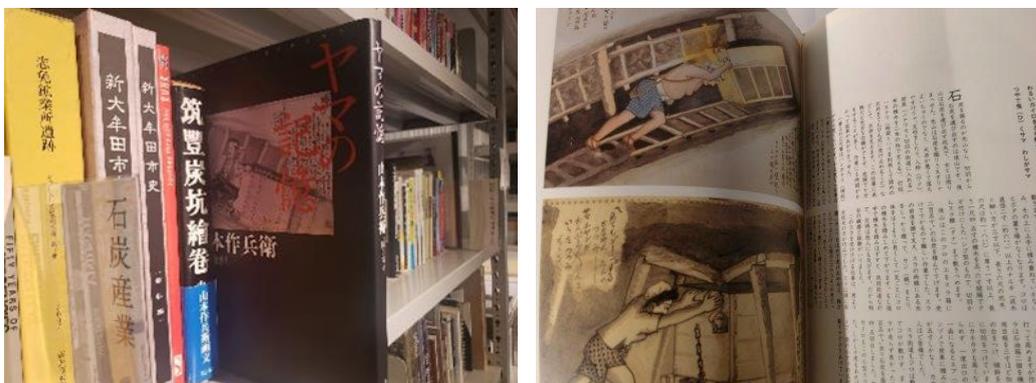


図 37 山本作兵衛展



○ デジタルアーカイブの実装の推進

各エリアのビジターセンター等において、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の様々な段階を反映しているのかについて理解できるよう、IHIC が中心となって、デジタルサイネージ、スマートフォン用アプリ、AR 機能を有する各エリアの地域版ガイドマップ、LINE/AI チャットボットなど最新のデジタル技術を活用した、各機能を連携させた情報ネットワークの構築及びそ

の活用によるインタープリテーションを進めている。

今後も、各エリアのビジターセンターと連携しながら、出典の明らかな一次史料の収集、デジタル化及びそのデータを活用したデジタルツールによる展示の充実に努める。

○国内外との交流による情報発信の強化

IHIC においては、産業労働者の貴重な記憶をアーカイブし、国際会議や講演会の開催、企画展の実施を通じ、産業遺産の有形・無形の価値に関する理解促進を図るとともに、各構成資産の世界遺産価値への貢献や歴史全体に関する理解普及を図っている。

- ・ 令和 4 年 2 月にはオンラインで国際会議を開催し、基調講演の後、構成資産を有する 8 エリアからの保全やインタープリテーション計画の実施状況に関する発表と、海外専門家との質疑応答を行った。これにより、各エリアの課題と対応に関する情報共有が図られ、関係者の今後の取り組みについて見直す貴重な機会となった。
- ・ また、令和 4 年 9 月には、産業遺産について造詣の深い海外の専門家を招へいし、産業遺産情報センターの視察及び意見交換を行った。これらの専門家からの助言を踏まえ、今後の展示・解説の更なる充実に努める計画である。
- ・ さらに、ジャイアント・カンチレバークレーン等構成資産の一部についての高精度のレーザースキャニングによるデジタルデータを海外有識者の監修を得た関連するコンテンツと併せ、インタープリテーション等に活用しており、今後、保全管理等にも活用していく予定である。このほか、関連資産である山本作兵衛の炭坑画を用いた諸外国との比較研究の成果として、世界共通の炭坑労働の実態をよりよく理解できるような展示を行っていく。
- ・ このように、これまでに構築し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響下においてもオンライン会議等を通じて維持・発展させてきた海外の専門家や研究者とのネットワークを今後一層活用しながら、国際的な最良の水準によるインタープリテーションを目指し、展示・解説の充実強化を図っていく。

(5) 人材育成事業と研修マニュアル

IHIC と各エリアのビジターセンターが連携し、案内ガイド等が能力を培い、資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じるための人材育成事業を継続的に実施している。具体的には人材育成のために作成した教材を用い、各構成資産の現地ガイド等向けの研修会を開催している。

これらの人材育成のための補助教材は、関係機関を通じて案内ガイドやサイトマネージャー等に既に配布されている他、インターネット上で電子ブックとして閲覧可能である。

(URL: www.japansmeijiindustrialrevolution.com)

図 38 インタープリテーション・マニュアル等の教材



令和3年度においては、構成資産のある8エリアにおいて構成資産や関連施設でガイド活動をする方を対象として、下記の日程で研修会を実施した。地元ガイド等が各エリアにおいて一貫した内容で来訪者に説明を行うことができるよう、インタープリテーション(展示・解説)や世界遺産価値などを中心とした内容となっている。

表2 人材育成研修(ガイド向け)実施状況(令和3年度)

	開催日	対象エリア	会場		参加者数
1	11/19	鹿児島	鹿児島市	鹿児島市役所東別館	45
2	11/30	釜石	釜石市	釜石情報交流センター	27
3	12/17	韮山	伊豆の国市	伊豆の国市あやめ会館	30
4	01/18	佐賀	佐賀市	オンライン(zoom)	9
5	01/20	長崎	長崎市	オンライン(zoom)	23
6	01/31	八幡	北九州市	オンライン(zoom)	17
7	02/2	三池	荒尾市	オンライン(zoom)	30
8	02/17	萩	萩市	オンライン(zoom)	4

また、上記研修会の他にも、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が主催するガイド研修会も実施されている。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としての価値や適切な保全管理について理解を深めるとともに、ガイド活動について関係地域間の情報交換や連携等を主目的とする点が前述の研修会と異なっている。近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン開催となっていたが、今年度は現地で開催する予定である。

(6)世界遺産ルート

平成29年に提出した保全状況報告書の付属資料として添付したインタープリテーション戦略に基づき、推薦書の395～396ページにもあるとおり、世界遺産を全体として理解し、世界遺産ルートを推進するため、各構成資産の関係者、観光・旅行代理店、鉄道、飛行機、バス、タクシーを含む交通機関関係事業者による世界遺産ルート推進協議会が設立された。

「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値は、1つの構成資産を訪れるだけで十分に理解することはできない。全ての構成資産や関連遺産に来訪者を効果的に誘導すべく、世界遺産のガイドランスと観光インフラの提供による世界遺産ルートのプロモーションを世界遺産ルート推進協議会が継続的に実施している。これらの取組みには、地図とアプリ、GPSナビゲーション、「明治日本の産業革命遺産」の普及促進のための統一ロゴを使用した道路標識の設置等が含まれている。統一ロゴを使用した道路標識の設置箇所は、令和2年7月末で303箇所となっている。

世界遺産ルート推進協議会は、より多くの来訪者が、楽しみながら世界遺産価値への理解を深められるよう、今後も緊密に連携しながら取組みを進めていく。

図 39 世界遺産ルート

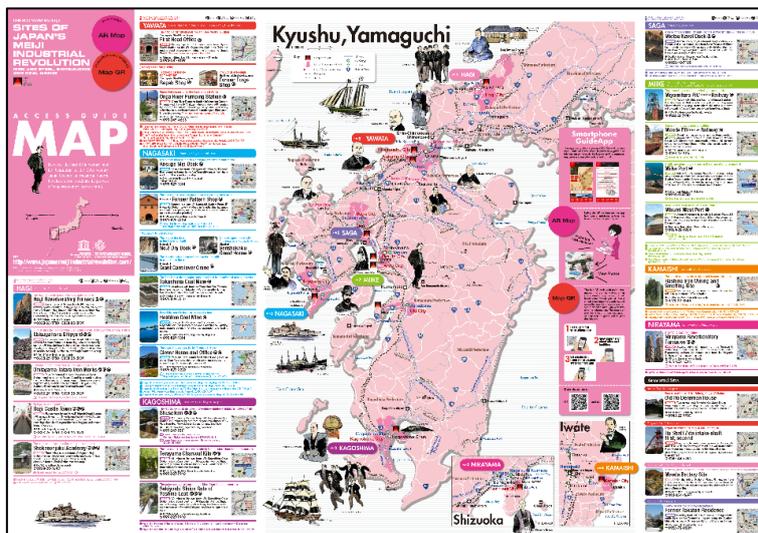


図 40 世界遺産ルート推進協議会総会の様子(令和3年10月)



表 3 統一ロゴを使用した道路標識の設置状況（令和2年7月現在）

県名	市名	設置数	県名	市名	設置数
福岡県	北九州市	53	鹿児島県	鹿児島市	37
	大牟田市	20	山口県	萩市	47
	中間市	14	岩手県	釜石市	20
佐賀県	佐賀市	25		大槌町	1
長崎県	長崎市	20	静岡県	伊豆の国市	6
熊本県	荒尾市	41		函南町	1
	宇城市	18			
合計					303

図 41 統一ロゴを使用した道路標識の例



図 42 プロモーション活動の様子



・ 地域版ガイドマップ等

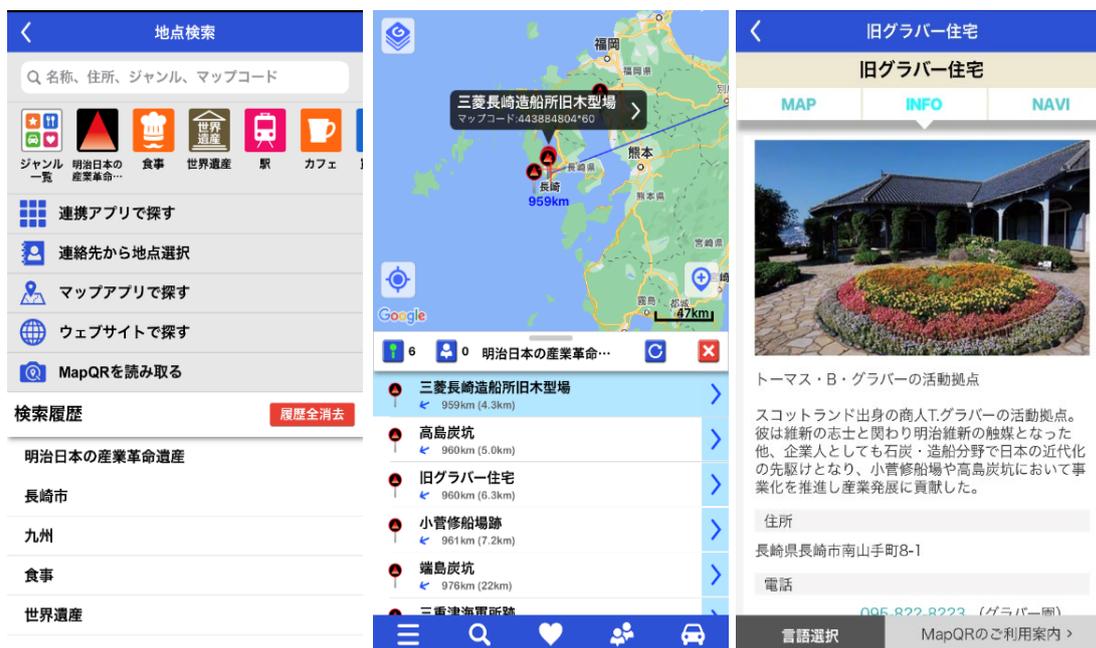
産業遺産国民会議は、日本政府や地方自治体の支援を受けて AR マップを作成するための専門家チームを結成し、全 8 エリアについて日本語版及び英語版を作成した。鹿児島、葦山、佐賀、三池エリアは中国語版(簡体字)も作成しており、萩、長崎エリアについても今後発行予定である。また、鹿児島エリアはベトナム語版を作成している。

マップの掲載項目としては、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産や地域のインタープリテーション施設のほか、他の世界遺産や文化遺産、観光情報も含まれている。産業遺産国民会議は、42,000 部のマップをビジターセンター、空港、駅、道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、アーケードなどで無料で配布し、エリアの来訪者に対する包括的な情報発信に寄与している。また、スマートフォン用アプリと連動し、AR 機能を活用して非公開資産の 3D モデルや動画、360 度映像を表示するなど、アクセス不可の資産における情報発信においても活用できるものとしている。スマートフォン用アプリは、多言語対応(日本語、英語、韓国語、簡体・繁体中国語、ベトナム語)となっている。

図 43 鹿児島エリア「地域版ガイドマップ」及び AR 機能を活用した立体映像の表示



図 44 カーナビに目的地を転送できるスマートフォン用アプリとの連携の例



(7) 現地及びオンラインでのインタープリテーション—仮想訪問・デジタル復元等(スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを含む)

➤ デジタル 3D リソースを用いた施設の紹介

- ・ スコティッシュ・テンの 3D デジタル・ドキュメンテーションプロジェクトで、長崎のジャイアント・カンチレバークレーンと第三船渠、小菅修船場跡と軍艦島のレーザースキャンを行い、このコンテンツは世界遺産の公式アプリとして搭載され、サイトへの仮想訪問の提供に活用されている。

図 45 非公開施設である第三船渠やジャイアント・カンチレバークレーンへのヴァーチャルアクセス

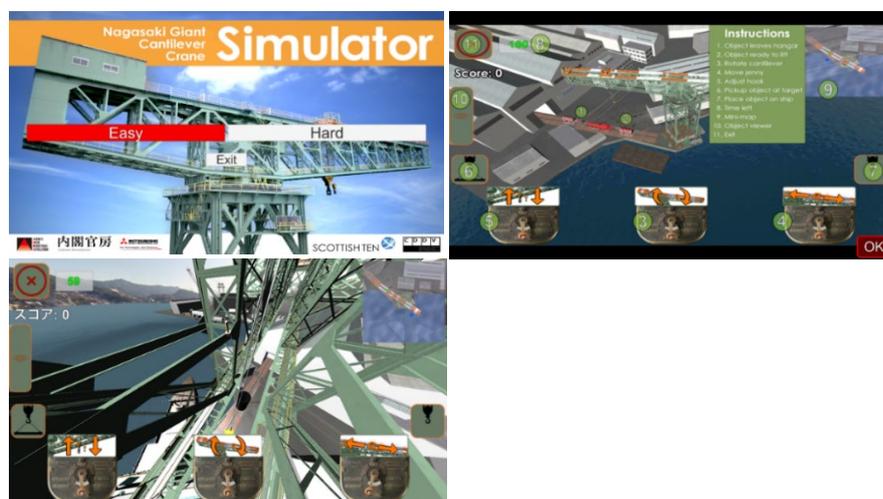


図 46 小菅修船場跡や軍艦島(3D リソース)



➤ 「明治日本の産業革命遺産」のガイドアプリ

- ・ 「明治日本の産業革命遺産」の解説と学習の促進を目的として、平成 29 年 3 月 20 日にアプリの利用が開始された。アプリは多言語対応(日本語、英語、韓国語、簡体・繁体中国語、ベトナム語)となっている。

図 47 ガイドアプリ

左から日本語・英語・韓国語



左から簡体中国語・繁体中国語・ベトナム語



- ▶ デジタルサイネージやアプリを活用し、「明治日本の産業革命遺産」の周遊を促進

図 48 デジタルサイネージとアプリの例①(全体イメージ)



- ・ デジタルサイネージを IHIC に設置
地域版ガイドマップや産業遺産の周遊ルート情報を掲示し、各サイトへの周遊観光を促す仕組みを構築した。AIチャットボットも搭載し、周遊ルートや観光に関する質問にもリアルタイムで幅広く対応している。
- ・ IHIC のLINE公式アカウントの導入
LINEを入り口として、既存ガイドアプリと連携した訪問地域の店舗で利用可能なクーポン情報の提供等、位置情報に基づき利用者の状況に適した双方向のコミュニケーションを実現している。多言語にも対応し、訪日外国人をサポートする予定である。

図 49 デジタルサイネージとアプリの例②



➤ IHIC の体感型マルチディスプレイ

- ・ 体感型マルチディスプレイでは、「明治日本の産業革命遺産」の各構成資産について、写真や動画を活用しながら解説を行う。また、順次、日本各地の産業遺産について、衛星写真を基にした地図上に写真と解説文とともに表示していく。

図 50 体感型マルチディスプレイ



➤ ビジターセンター等における取組み

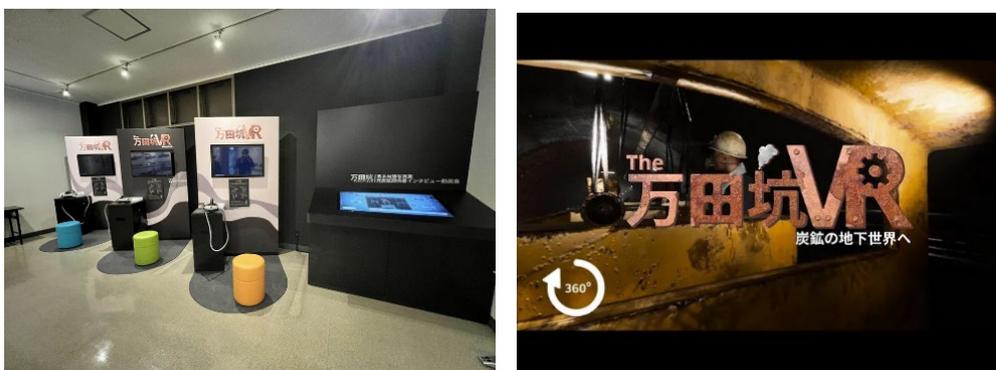
図 51 軍艦島デジタルミュージアムにおける VR 映像の展示



図 52 佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館 AR 画像



図 53 三池炭鉱万田坑ステーション VR コンテンツ



(8) その他

- インタープリテーション戦略に基づき、日本政府はステートメントの趣旨に沿って世界遺産委員会の決議等に真摯に対応しており、今後も継続的に充実を図る方針である。日本政府は、これまで行ってきた韓国を含む関係国政府との対話を、今後も継続していく。
- また、定期的に海外専門家によるインタープリテーション監査を実施し、進捗状況を確認しながら、必要に応じてインタープリテーション計画等の見直しを行うこととする。

関係者との対話に関する事項

1. 背景・方向性

- 明治日本の産業革命遺産は、8県11市に所在する23の構成資産で構成されている。これらの構成資産は、地理的状況、稼働状況、所有者や管理者等、様々な点において多様である。
- このことから、幅広い関係者が密接なパートナーシップを形成し、構成資産の保全管理を行う上で効果的かつ効率的な環境を整備することが求められる。
- 以上のような背景を踏まえ、これまで日本政府、地方公共団体、所有者、専門家等の関係者が対話できる機会を積極的に設けてきた。今後もこれらの幅広い関係者間において認識が共有されるよう関係者との対話を継続していく。
- また、日本政府は、これまで行ってきた韓国を含む関係国政府との対話を、今後も継続していく。

2. 実績等

- インタープリテーション戦略の実施状況についてのユネスコへの報告(令和2年11月30日)後も、日本政府は「明治日本の産業革命遺産」保全委員会、稼働遺産を含む産業遺産に関する有識者会議、地区別保全協議会、世界遺産ルート推進協議会のほか、インタープリテーション研修などを通じ幅広い関係者と積極的に対話を行っており、今後も引き続き対話を重ねていく。

〈令和3年度〉

地区別保全協議会 各エリアとも5月に書面開催

保全委員会 令和3年8月、令和4年3月に書面開催

有識者会議 令和4年2月に対面で開催(オンライン併用)

世界遺産ルート推進協議会 令和3年10月に対面で開催

〈令和4年度〉

地区別保全協議会 各エリアとも5月に開催。対面開催(萩、葦山、佐賀、八幡)、書面開催(鹿児島、釜石、長崎、三池)

保全委員会 令和4年8月に書面開催。10月に対面で開催

有識者会議 令和4年9月に対面で開催(オンライン併用)

図 54 協議会の様子



有識者会議



地区別協議会（佐賀）

- 各エリアでは、構成資産の世界遺産価値への貢献や魅力などを発信することを目的として、HPでの資産の紹介に加え、世界遺産パネル展などのプロモーション活動を実施しており、観光客の構成資産への理解促進に寄与している。また、地域住民の構成資産への理解を深めるため、学生等を対象とした教育活動も実施している。
- 韓国とも政府間の対話を実施しており、本報告書によるインタープリテーションの方針を説明することも含め、対話を継続する。
- また、IHIC においても、設置以来、これまでに韓国人コミュニティを含め国内外の様々な関係者等を受け入れ、解説を丁寧に行うことにより、世界遺産価値や歴史全体に関する理解を深めてきた。今後、さらに展示・解説を充実させるとともに、センターへのアクセス向上の工夫を進め、より多くの関係者との対話の機会創出を図っていく予定である。

図 55 プロモーション活動の様子



表4 IHIC への来館者数

年度	来館者数(人)	備考
R2	2,460	6月から一般公開のため、6月以降の人数 ※新型コロナウイルス感染症の影響あり
R3	1,237	※新型コロナウイルス感染症の影響あり
R4	701	令和4年10月時点 ※新型コロナウイルス感染症の影響あり

図 56 多様な来館者



高校生の見学



海外からの視察

保安全管理に関する事項

1. 背景・経緯

(1) 端島炭坑

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)には、以下の諸点が記述された。
 - 端島炭坑にさらに詳細な管理保全計画が必要。資産の保全状況が悪く、大規模な保全措置が緊急に求められる。
 - 管理保全計画は明治期に関連する構成要素の劣化の進行を防ぐ全体的な方針を提示するものでなければならない。
 - 現在は全体的な保全状況をもとにした優先措置が講じられていない状態にあり、措置を実施する時間的枠組みも定まっていない。
 - 特に外壁のみならず島全体を維持するために、顕著な普遍的価値に貢献している護岸遺構に対して緊急措置が必要である。措置を講じるために、年間2億円の予算が昨年度から5か年にわたって計上されることを、イコモスは確認している。
- イコモス評価書における上記の記述を踏まえ、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)において、「a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること」が勧告された。
- 内閣官房は長崎市の協力の下に、「保全措置に係る計画」をとりまとめ、これを平成29年11月30日に保全状況報告書の一部としてユネスコ世界遺産センターに提出した。
- 第42回世界遺産委員会の決議(42COM 7B.10)では、「a) 1974年以降に崩壊し、又は不可逆的に劣化破損した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物及びそれらの保全の可否に関する1又は複数の調査、b) 更なる考古学的調査、c) 歴史文献、構造材料及び来訪者動態に関する更なる調査、d) プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、年度毎の目標設定を含めた長崎市が作成するアクションプラン」に関する情報の提出が要請された。
- 内閣官房は長崎市の協力の下に、「保全措置に係る計画」をとりまとめ、これを令和元年11月29日に保全状況報告書の一部としてユネスコ世界遺産センターに提出した。
- 護岸に関しては、修復方法等について総合的な調整を行いつつ、今後の保全・修復等を進めるための検討を行うことを目的として、「端島の護岸保全等に関する検討部会」を設置した。国・長崎県・長崎市の全てのステークホルダーが一堂に会し、平成30年度以降、これまで5回の部会において検討を進め、令和3年度より端島の護岸整備の調査設計に着手した。

(2) 各構成資産

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)には、以下の諸点が記述された。
 - 旧グラバー住宅・宮原坑・万田坑・修繕工場など、保全状況の見直しが必要な構成資産が存在する。
 - より重要な保全措置がいかに優先され、いつ実施に移されるのかが明確ではない。

- イコモス評価書における上記の記述を踏まえ、第 39 回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)において、「b) 資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。」が勧告された。
- 所有者又は関係地方公共団体は各構成資産の修復や活用に関する計画を策定し、このうち主として修復に係る部分を抜粋し、平成 29 年 11 月 30 日に保全状況報告書の付属資料としてユネスコ世界遺産センターに提出した。

(3) 来訪者管理戦略

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)において、以下の点が記述された。
 - これまでに世界遺産一覧表に記載された日本の資産の傾向から判断すると、構成資産への来訪者数は増加することが見込まれる。増加の程度は、各構成資産の場所、アクセスの利便性、一般公開の時間帯等により異なるであろうが、記載後には来訪者数の増減を記録するモニタリングが必要である。
 - 構成資産の基本的な構造に負の影響を与えないようにするために、受け入れ可能な来訪者の収容能力を査定し、決定する戦略が必要である。特に松下村塾(エリア1、構成資産 1-1)・旧グラバー住宅(エリア6、構成資産 6-8)において対策を要する。
- 第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)において「c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること」と勧告された。
- 平成 28 年度から 30 年度の 3 ヶ年にわたって、来訪者数の現況把握調査を実施した。
- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において来訪者管理戦略の策定について進捗状況を報告した。
- 調査結果を踏まえ、受入能力(carrying capacity)を含めて検討を行い、その成果として令和元年 11 月に来訪者管理戦略を策定した。
- 令和元年 11 月 29 日に提出した保全状況報告書において来訪者管理戦略の策定について報告した。

(4) 人材育成事業

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)において、適切な管理保全手法に関して定期的な訓練及び人材育成の継続的な実施が必要であること、特に構成資産のすべてにわたって統一のとれた管理保全の取組みを確実に実施するために、研修を通じて人材育成(能力開発)をより明確化させることや、構成資産に関係する管理者及びスタッフ等への研修の必要性について記述された。
- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、人材を 4 つの類型に分類し、類型ごとに必要とされる能力を定義するとともに、各類型に属する人材の育成項目、実施すべき人材育成の事業項目などを含め、資産全体に共通の人材育成方針を示した。更に各エリア・各構成資産の人材育成に係る現状・課題を把握、方針を明示し、各エリアにおいても現状・課題及び方向性について示した。
 - (参考)人材の 4 類型について
 - ①構成資産の所有者・管理責任者
 - ②現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)
 - ③現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者
 - ④現地において恒常的な案内業務に従事する者

2. 保全管理の実施状況

各構成資産の保全管理については、各構成資産のための「保全措置の計画及び実施計画」(平成 29 年 11 月 30 日ユネスコ提出)等を踏まえ、事業項目ごとに優先順位を付した実施スケジュールの下で保全措置を講じている。特に新型コロナウイルス感染症による感染拡大の下、国際的な人の往来が困難な時期においても、オンライン会議で海外専門家からアドバイスを得ながら、適切に保全管理が行われるよう最大限の努力を傾注してきた。

令和元年 12 月以降の締約国が把握している保全に関する進捗状況は以下のとおりである。

➤ 三池港の小型船だまり計画について

登録時に三池港の港湾計画に予定されていた「小型船だまり」の計画について、三池港の世界遺産価値を管理する国土交通省港湾局、港湾管理者や地元自治体で構成される地区別協議会は、第 39 回世界遺産委員会決議の要請を受け、「世界遺産条約の実施のための運用指針」第 172 項に基づき令和 3 年 3 月に保全状況報告書をまとめ、内閣官房に提出した。同報告においては、内閣官房の戦略的枠組みにより地区別協議会が、国内外のヘリテージアドバイザーに指導を仰ぎ、ヘリテージアドバイザーによる遺産影響評価を行った結果、その提言を真摯に受け止め、顕著な普遍的価値への影響を及ぼさないような代替案を検討し、三池港南側の航路の先端に小型船用の係留施設を建設する当初の計画について断念するに至ったことを記載した。三池港内の既存の小型船だまりを整備する修正案については、ICOMOS テクニカルレビュー(令和 3 年 11 月)でも支持された。

現在の計画では、その修正案を実施し、既存の小型船だまりを浮棧橋で改修することで、OUV に負の影響を与えず、関係者が安全に港を利用し続けることができるようにしている。

この工事では、老朽化した係留施設を、ドック 2 箇所、係留棧橋 4 基、物揚場 2 基、連絡橋 2 基に更新し、埋立てを避け、護岸や港の特徴である形状(OUV の属性)を損なわないように浮体式で設計する。工事は令和 5 年に開始される予定である。

➤ 三池港の緩衝地帯における展望所等のインタープリテーション施設整備について

本件は、令和 3 年 3 月に初めて報告した計画の進捗状況について報告するもの。

三池港の緩衝地帯に展望所等のインタープリテーション施設を整備する予定である。このエリアは現在空き地であり、この提案は顕著な普遍的価値に寄与する三池港の属性に負の影響を与えることはない。展望所の築山は重要な眺望や景観を妨げないように設計・配置されており、全長 3km の港に沿った眺望を望むことができる。この展望所は、三池地区のインタープリテーション計画の一部であり、港の反対側にある既存の展望所とともに、有明海の特徴である浅い干潟に大型船舶を停泊させることを可能とする特異なデザインの形状と運用について、より良い理解を提供し、有明海に築港された三池港の世界遺産価値への貢献についての理解を深める。この施設整備は、令和 5 年に開始される予定である。

(1) 令和2年～令和3年までに既に保全状況報告書を提出した事案

1) エリア2 鹿児島 寺山炭窯跡の災害後の修復・復旧事業計画

令和2年12月に「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき報告したもの。

令和元年6月・7月の大雨の影響により、寺山炭窯跡の炭窯本体(以下「炭窯」という)は2度にわたって部分的に崩壊した。

崩壊した炭窯の石積みの石材はすべて構成資産内に遺されている状況であり、被災前に個々の石材の詳細な位置情報を確実に記録していたため、それらの成果に基づく石材の積み直しが可能である。石積みの石材の孕み出し部分に対して必要な積み直し及び欠損部分への新規石材の積み直しについても、現代的な工法の介入を最小限度の範囲に抑制するため、遺跡の意匠・形態、材料・材質等に係る真実性に影響はない。

炭窯の復旧方針として、寺山炭窯跡の幕末期の証拠及び現代に至る変遷の証拠の保存、並びに炭窯の構造体としての安定性の確保の双方の観点から修復を行うこととし、被災時の崩壊箇所の復旧を基本とするが、構造体としての安定化を図るため、調査により明らかとなった地下の石積みは一部露出・復元し、世界文化遺産への登録以前に既に崩落していた石積みは最小限の範囲で復旧し、欠損した部分への新規石材を積み足す。

土砂が崩落した緩衝地帯の斜面地については、傾斜がきつく不安定な状態となっており、再度の崩壊を防ぐため、安定勾配への切り直しを行う。また、崩壊の要因となった地下浸透水の対策、斜面に集積する雨水の排水対策、法面保護を実施する。法面の緑化にあたっては、植生マットを活用し、周辺の自然植生などから飛来する種子によって植生回復を図る自然侵入促進工を採用する。

2) エリア7 三池 三池炭鉱専用鉄道敷跡の大雨による被災の復旧工事

令和3年3月に「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき報告したもの。

令和2年7月、一時間で約100ミリの大雨が2時間以上にわたり降り続き、その結果、大牟田市内では多くの被害を引き起こした。三池炭鉱専用鉄道敷もこの大雨により被災し、おおむね9箇所の被害箇所が確認された。専用鉄道敷跡は明治期に岩盤地形を掘り込み又は盛土して構築されたものであるが、被災内容はほとんどが法面の表面土崩落であり、明治期の岩盤掘り込み面等本質的価値には影響はなかった。

被災後、応急復旧を行いつつ、事業化の準備、復旧工事設計作成を経て、令和3年5月より本格的な復旧工事に順次着手し、令和4年3月に復旧工事を完了した。遺産の本質的価値に影響はなかったが、法面の崩落は法面形状の景観的变化、排水機能の損傷をもたらした。法面の崩落については、崩落規模に応じて①法面整形のみ、②崩落土撤去後植生マット貼りによる養生復旧、③崩落土撤去後軽量盛土・連続繊維補強土による法面の整形保護、植生マット張りによる養生復旧とした。また、鉄道敷跡内排水も浚渫や水路幅の確保等を行い、今後の大雨についても一定の対策を講じた。

3) エリア7 三池 万田坑倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室の修理・耐震化工事

令和2年12月に「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき報告したもの。

建物の著しい老朽化と、わが国が地震多発国であることに鑑みて、今後永続して本資産を保存していくために、三池炭鉱万田坑「倉庫及びポンプ室」と「安全燈室及び浴室」の保存修理、耐震化のための工事を行うもの。建物の保存修理においては、最低限の部材の交換に留め、既存の部材を極力残す。また、耐震化による外観の変更はできる限り行わず、補強材を室内に施す際においても、柱や梁などに沿って取り付けるなどして極力目立たないよう考慮するなど、本修理、耐震化工事は顕著な普遍的価値を減じるものではなく、顕著な普遍的価値の保全の担保と、来訪者に対する価値の理解増進に貢献するものである。

4) エリア7 三池 宮原坑第二堅抗巻揚機室の修理・耐震化工事

令和2年12月に「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき報告したもの。

建物の著しい老朽化と、わが国が地震多発国であることに鑑みて、今後永続してこの資産を保存していくために三池炭鉱宮原坑の第二堅坑巻揚機室の保存修理、耐震化のための工事を行うもの。建物の保存修理においては、窓や扉などの建具の部分的な部材の修理に留め、既存の部材を極力残す。また、耐震化による外観の変更は行わず、補強材を室内に施す工事においても、柱や梁などに沿って取り付けるなどして極力目立たないように考慮するなど、外観変更を最小限に抑える。本事業は、顕著な普遍的価値に対しての負の影響を与えるものではない。

5) エリア7 三池 三池炭鉱・三池港及びその緩衝地帯における都市計画道路の線形変更

都市計画道路万田下井手線は、世界遺産の構成資産である万田坑へのアクセス道路としての機能を持つのみならず、市域の外郭を結ぶ環状骨格道路の一部として位置付けられた最重要路線でもある。同路線の全線早期完成を目指して延伸を図っているところであるが、未完成の区間においては、昭和19年に都市計画決定した道路線形が万田坑の世界遺産の登録範囲及びその緩衝地帯を二分するよう計画されたままの状態であるため、HIAに基づいて、緩衝地帯内の横断を回避するとともに、万田坑及び専用鉄道敷の遺跡(遺構・遺物)及び景観に対する影響を最大限に低減できるよう都市計画道路の線形変更を行う。

複数の道路線形案の比較検討の結果、最適案とした線形は、世界遺産の構成資産を回避して緩衝地帯の南端まで大きく迂回する道路線形であり、構成資産内のOUVを伝える属性に対して直接的な負の影響を及ぼすことはない。加えて、世界遺産としての遺跡(遺構・遺物)及び採炭・運炭のシステムが完結する範囲の通過を回避しつつ、車両・歩行者の通行機能も十分に確保できる。

6) エリア8 八幡 官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況報告

令和2年12月に「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき報告したもの。

旧本事務所の内装整備工事については、外部(屋根・壁)、及び既存の耐震補強部材は、現状維持を基本とすること、残存する現物・古写真・古図面、及び初代本事務所調査報告書を根拠とし、根拠が不明な部分は同時代の建物事例を参考に復原修理・整備を行うこと、また、施設の維持・活用に備え、一部、機能性を兼ね備えた対策を反映することを基本方針とし、令和2年9月に完工した。

遠賀川水源地ポンプ室の耐震設計については、製鉄所の八幡・戸畑構内へ約7割の工業用水を供給する重要施設であるため、大地震時に倒壊しない「安全確保水準」とするなど、操業に重要な稼働中の施設であることを踏まえた上で、歴史的建造物の価値を毀損しない補強とすることを基本方針とする。

(2) 遺産影響評価の必要性の判断－顕著で普遍的な価値への影響

本報告書に記載された各プロジェクトは、数年にわたる開発の対象となり、その間に OUV への潜在的な影響が特定され、あらゆる影響を回避又はごくわずかな範囲に減らすために提案が修正されてきた。このプロセスは、プロジェクトに遺産影響評価(HIA)が必要かどうかを決定するための新しい「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット(2022年)」で説明されている「スクリーニング」プロセスを実質的に満たすものである。いずれの場合も、OUV への悪影響はない、もしくは軽微であると判断されたため、内閣官房はさらなる HIA の実施を必要としないと判断した。各事例において、HIA のスクリーニングプロセスの詳細を報告書にまとめた。

1) エリア2 鹿児島 旧集成館の緩衝地帯における OUV の保護を目的とした鉄道駅の新設に係る進捗状況

本件は令和2年12月に報告した事業計画の進捗状況について報告するものである。

この構成資産の保全計画では、構成資産のある磯地区で、ピーク時に大量の見学者の交通と駐車が発生するため、見学者の分散とアクセスの改善を考慮し、OUV を伝える属性(遺構と建物)を確実に保存し、潜在的な負の影響を最小化する。構成資産の正面の反対側の緩衝地帯に鉄道駅を建設することは、OUV のへの影響を回避しつつ、観光客による圧力を大きく改善するものと考えられる。

HIA プロセスの一環としてのスクリーニング、国内外の専門家からのアドバイス、計画の再設計によって提案された鉄道駅の計画は、OUV への負の影響を回避するものと評価でき、より詳細な段階の HIA は必要ないとの結果に至った。

2) エリア6 長崎 小菅修船場跡の保全管理状況

小菅修船場跡の資産所有者である三菱重工業株式会社は、文化庁やヘリテージアドバイザーと緊密な協議を重ね、CMP の管理保全の方針に従って、構成資産に含まれる属性である曳揚げ機小屋の保全措置の計画を検討した。この計画は、OUV を伝える属性を保護するために慎重に策定され、長崎地区管理保全協議会から承諾を得ている。

小菅修船場については、耐震補強の必要性、選択肢となる工事手法が OUV に及ぼし得る影響とその影響を回避・最小化する方法について、何年にもわたって検討を重ねてきた。平成 30 年に実施された耐震診断の結果、曳揚げ機小屋が大地震で倒壊し、建物内のボイラーや曳揚げ機械が損傷する可能性があることが判明した。

このため、遺産価値に特に配慮しながら耐震性を向上させることとし、国内外の専門家の助言を得ながら、小屋内部の鉄骨による補強と煉瓦壁の亀裂補修を行うこととした。

また、曳揚げ機小屋の内部及び外部に雨水や地下水が滞留する箇所があり、煉瓦壁やピット内の歯車、ボイラー等の OUV の属性が劣化する恐れがあるため、小屋内部への水の侵入を防ぐ排水対策についても検討した。OUV への影響を最小限に留めるため、複数の案を検討した結果、まず小屋外部に排水を整備し、小屋内部への水の侵入を防ぐこととし、その効果を確認した上で、必要に応じて小屋内部から直接排水する方法を追加で検討することとした。これらの対策工事は、令和 4 年度から着手することとする。

3) エリア6 長崎 端島炭坑の保全管理状況

長崎市は、CMP に基づき策定された 30 年間の保全措置計画のうち、第一段階に当たる 10 年間の保全措置に沿って、端島炭坑の保全管理を実施している。

端島は台風の際、極めて高い波浪にさらされるため、島全体を保護するためには、その大部分が緩いボタ(捨て石等)で埋め立てられたものであることから、護岸には特に注意を払う必要があり、すでに数箇所の護岸が波浪によって損傷していることから、壊滅的な破壊を防ぐために、護岸の基礎部や背後にできた大きな空洞を塞ぐとともに、一定の護岸の補強を実施する必要がある。

島全体を維持するために必要な護岸の整備については、戦略的枠組みの下で、関係省庁(内閣官房、内閣府、文化庁、観光庁、国土交通省港湾局、水管理・国土保全局、長崎県、長崎市)が一堂に会して設置された、「端島の護岸保全等に関する検討部会」において検討を重ねてきており、今後は、長崎市において国等の支援を受けながら必要な予算措置を行い、順次整備を進めていくこととしている。

令和 3 年度までに実施された護岸全体の現況調査で特定された、劣化が著しく緊急性が高い 2 箇所の護岸について優先的に補強工事を実施することとし、令和 4 年度から詳細な設計を行い、令和 5 年度末までに着工する予定である。

4) エリア8 八幡 官営八幡製鐵所に関する事業案の進捗状況

官営八幡製鐵所について、令和3年に報告した計画案を更新した。当初は3つの建物について提案していたが、旧本事務所のビジター施設としての利用計画の実施ならびに修繕工場の耐震補強・保全措置の実施に向けた最終計画についてはまだ成案が得られていないため、来年以降、計画が提案され次第、報告する。旧鍛冶工場の耐震補強と関連する保全措置は令和5年に着手する予定であり、本報告書は当該事業に関するものである。添付した当該事業に関する報告書では、ICOMOS から要請された耐震補強工事と保全措置との関係が示されている。

旧鍛冶工場については、耐震補強の必要性、選択肢となる工事手法がOUVに及ぼし得る影響とその影響を回避・最小化する方法について、何年にもわたって検討を重ねてきた。これは実質的に「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」で示されたスクリーニングのプロセスに相当する、「状況に応じた遺産影響評価」のプロセスであり、より詳細なHIAを必要としないように計画を改良するために実施されたものである。このプロセスは、当該遺産のOUVに及ぼす悪影響を回避又は軽減するものであり、本報告書にその概要を示すとともに、作業指針172項に従い、令和3年10月に世界遺産センターから提示されたICOMOSテクニカルレビューへの対応として、世界遺産委員会に提出するものである。

(3)その他

今後、個別の開発事案が発生した際の関係各機関、地方自治体、その他関係者に関わる標準的な諸対応や取扱手順について明確化することが重要であることから、国内外の有識者の助言を得ながらこれまでの開発事案及びその処理等について整理し、関係機関間において情報の共有を図る予定である。

3. 参照すべき付属資料

- 付属資料1-1 エリア別インタープリテーション計画(萩エリア)
- 付属資料1-2 エリア別インタープリテーション計画(鹿児島エリア)
- 付属資料1-3 エリア別インタープリテーション計画(葦山エリア)
- 付属資料1-4 エリア別インタープリテーション計画(釜石エリア)
- 付属資料1-5 エリア別インタープリテーション計画(佐賀エリア)
- 付属資料1-6 エリア別インタープリテーション計画(長崎エリア)
- 付属資料1-7 エリア別インタープリテーション計画(三池エリア)
- 付属資料1-8 エリア別インタープリテーション計画(八幡エリア)
- 付属資料2-1 寺山炭窯跡の災害後の修復・復旧事業計画案に係る遺産影響評価報告書
- 付属資料2-2 三池炭鉱・三池港(専用鉄道敷跡)の大雨による被災状況及び今後の対策について
- 付属資料2-3 万田坑倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室の修理・耐震化工事の遺産影響評価書
- 付属資料2-4 宮原坑第二豎坑巻揚機室の修理・耐震化工事にかかる遺産影響評価書
- 付属資料2-5 三池炭鉱・三池港及びその緩衝地帯における都市計画道路の線形変更に係る遺産影響評価について
- 付属資料2-6 官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況報告
- 付属資料3-1 旧集成館の緩衝地帯における鉄道駅の新設に係る遺産影響評価プロセスのスクリーニング報告書
- 付属資料3-2 小菅修船場跡保存整備工事についての報告(スクリーニング報告書)
- 付属資料3-3 端島炭坑における護岸整備工事について(スクリーニング報告書)
- 付属資料3-4 官営八幡製鐵所に関する事業案の進捗状況(スクリーニング報告書)

